

歳未滿のものは八時間、十二歳以上十六歳未滿のものは十二時間を一日労働時間とし、徹夜業、日曜日、祭日の労働の制限を設けたり。此法律は其の規定不完全なりしのみならず、其實施を監督すべき機關整はざりしが爲に、全く其目的を達せず、殆ど空文に歸したりき。爾後其改正の議盛んなりしも、千八百四十八年の革命に至る迄何等の變更を見ざりき。

同年の革命は労働者其急先鋒たりしを以て、社會主義者たるルイズランの如き假政府の一員となり、労働者の要求は其容るゝ所となり、労働時間を減少し、巴里に於ては十時間、地方に於ては十一時間となすべし命令を發したり。然れども同年六月労働者黨の勢力を失ふや議會に於て此命令を全然撤廢すべしと主張せるものありしも、斯の如き急激なる措置は再び労働者の激昂を喚起するの虞ありしを以て、同年九

月九日一般の労働最長時間を一日十二時間となすの命令を發したり。故に佛國は他國に先ちて成年男工の労働時間に制限を加へたるの名譽を博したりと雖ども、當時の該法の發布に賛成せる議員の多數は固より之を實行するの必要を認めたるにあらずして、其實施に必要な監督機關を設くるの條項を有せず、當局者も産業自由の僻説に惑され、何等の施設を試みざりしかば、此法律も亦當時何等の効果を奏するに至らざりき。

佛國の輿論が漸く労働者保護法の必要を認めたるは、第二帝政時代にして、千八百六十四年、セーソン縣は率先工場監督官の制を設け、千八百六十七年、巴里に於て徒弟及幼年工保護協會の設立あり、次て當時の農工商務大臣フォルカードは、法律の規定の勵行に依りて、社會改良の實を擧げんとするの意あり、高等監督會議の制度を開始せしが、次て第三共

和政時代に及び千八百七十四年の保護法の發布となり、労働者保護は漸く其歩を進めたり。

同法は工場、鑛山労働者に適用するものとし、一般に十二歳未満の幼年者の使用を禁止したるも、多数の例外を設け、十歳以上のもの、使用を許し、其労働時間は一日六時間とし、十二歳以上十六歳未満の少年工の労働時間は十二時間とし、十六歳未満のもの、二十一歳未満の婦女に對しては夜業を禁止し、保護工に對して一般に日曜労働を禁じたり、又工業監督制度を革新して有力のものとなし、次で工業監督官は、千八百四十八年の男工労働時間の制限をも監督することゝなれり。

上述の保護法は社會政策の面目を一新せりと雖ども一般工業家は國家の干渉に反對し、個人の自由を主張し、保護法を以て労働者の壓迫を防禦する一手段となし、法規を確實に遵守するの意なく、些末の事項

にも法廷を煩はすの弊を免かれざりき。然れども朝野の有識者中社會政策の遂行が國民の進歩に缺くべからざる所以を認むるもの増加しければ、千八百九十二年工場に於ける幼少年者婦女労働に關する法律を通過するに至れり、之を現行法とす。

同法の改正の要點は職工最低年齢を十三歳とし、例外として十二歳十八歳未満を少年工とし、其労働時間を一日十時間とし、女工の労働時間を十一時間とせり。然るに同法實施後の狀況は三種の労働時間制限を見ることゝなり、少年工(十時間)女工(十一時間)男工(十二時間)は夫々労働時間を異にするを以て不便甚しく、且つ法規の違犯者も増加するの狀ありしを以て、千九百年ミルランの工務大臣たるや其統一を圖り保護工を使用する工場に於ては男工の労働時間も十時間に短縮することゝし、猶豫期限を設けて之を實施せり。茲に於て、佛國に十時間

労働制の確立を見るに至れり。

此他鑛山労働者に關しては八時間労働制を規定し、商店使用人に關する特別規定あり、又千九百十六年労働及社會政策に關する行政事務の爲めに一省 (Ministère du travail et de la prévoyance sociale) に置きたるは注目を要すべき所なりとす。

第三節 獨逸

英國に次で、労働者保護に注目せるは普魯西なり。同國に於ては、千八百十一年産業自由の認められたる以後、雇傭者の關係は自由契約に一任せられしを以て幼童を虐使する企業者を生じ、デューセルドルフ地方には六歳の兒童を晝間又は夜間十二時間の労働に服せしむるものあり。當時既に是等の弊害を指摘し法律を以て之に干渉するの必要

を唱へたるものあり。則ち當時の文部大臣アルテンシュタインは曰く「如何なる場合にも國民教育は、必要缺くべからざる所にして、産業の發達、外觀的幸福の上進を犠牲とするも、教育を忽にすべからず」と、然れども是れ等の議論はマンチェスター派の自由主義の排斥する所となり、久しく保護法の制定を見る能はざりしが、千八百三十七年の頃に及びライン州の工業家中、工場の子工保護の必要を唱ふるものあり、千八百三十九年一法令を發し、鑛山工場に九歳以下の幼童を使役するを禁じ、十六歳以下の少年工の最長労働時間を十時間とし、其夜間及日曜労働を禁じたり。且つ同法は、別に建築衛生、風紀に關する警察規定を設くべきことを定めたり。該法は固より不完全を免れざりしと雖ども、普國に於ける此種法規の嚆矢として注目すべき所にして、次で千八百四十五年の工業法 (Allgemeine Gewerbe-Ordnung) 千八百四十九年の命令等に

於て休日労働時間に関する規定を改正し且つ賃銀物給制度を禁じたり。

然れども是等の法規は、常業者の反対と地方官廳の不熱心に依り其効果不十分なりしが、フォンデル・ハイド(Von der Heydt)商務大臣の職に就くに及び鋭意社會改良の實績を擧げんことを期し、千八百五十三年法規の改正を試みたり。此改正法に於ては十二歳以下の幼童の使用を禁じ、十二歳乃至十四歳の少年工の労働時間を六時間とし、日々三時間の教育義務を定め、十四歳乃至十六歳の少年工の労働時間は舊法の如く十二時間とせり、又休憩時間の規定を嚴にし、始めて工場監督官の制度を設けたり、然れども此監督官の制度は一般に行はれずして法規の實施上不便少からざりき。

上の如くハイドの熱心なる改良は、幾分の効果を奏したるも、爾後數

十年間著しき進歩を見ず。ハイドに次で、職を襲ひたるイッエンブリッッ伯は放任主義を奉じて國家の干渉を好まざりしかば、千八百五十三年の法律は、其後久しく改正を見ず、千八百六十九年北獨逸聯邦の工業法は普國の舊法を其儘に踏襲せるに過ぎざりき。次で獨逸帝國の成立と共に商工業の發達著しく労働者保護法の必要漸く増加し、講壇社會主義はその必要を唱へたるも充分に輿論を動かすに足らず。殊にビスマークは、労働保護法の制度を以て工業家の利益を害すると同時に、労働者にも不利益を蒙らしむるものとし、労働者保險の方面に於て列國に比類なき大計畫を立てたるも保護法に力を用ひざりしかば、千八百九十年に至る迄其發達甚だ微々たりき。故に千八百七十八年の改正法は僅に賃銀物給の禁を嚴にし、工場法適用の範圍を少しく擴張し、監督官の制度を一般的のものとせるに止まれり。

然るに千八百九十年、新帝維廉二世の位に即くや、労働者保護法上に一新紀元を開きたり。前章述べたる如く同年二月四日帝國宰相及商務大臣に勅書を賜ひ労働者保護に関する國際會議の開催と國內の労働者保護法の改正とを命ぜられしかば、普國內閣は直に會議を催し保護の範圍に關する方針を決定し、伯林に國際會議を開き、且つ工業法の改正案と工業裁判所法案を具して帝國議會に提出せり。該法案の要點は當時帝國議會に賜ひたる勅語中に明なり、今其要旨を摘記せん。

「朕は近年起りたる同盟罷工に依りて、労働者保護法の改正を審議するの必要を認めたり。其重要なる事項は先づ日曜休日に關するもの及び人道並に進化の原則に従て女工及幼年工の労働を制限すべきことにして、聯邦政府は前回の帝國議會の發案が一般に何等の不

利益を生ずることなく實施し得べきを承認せり。又之に伴ふ生命、健康、道徳上の危険を防止すべき規定、工場の就業規則に關する規定の改正を帝國議會に提出せしむ。

又工業裁判所の改善を圖り、雇主と労働者に生ずる紛議の和解局たらしむるの目的を以て一法案を提出せしむ云々」と

上述二法案中、工業裁判所法は同年議會を通過せしが、工業法の改正は翌年に及びて議會を通過せり。然れども該法の實施期限は、條項に依りて數回に區分せられ、漸次に施行せられたり。之を現行法の最重要なる者とす。今該法の重なる規定を擧ぐれば、職工の最低年齢を十三歳以上にして、義務教育を終りたるものとし、十四歳以下の幼年工の労働時間を六時間、十四歳以上十六歳未満の少年工の労働時間を十時間、女工の労働時間を十一時間とし、徹夜業、日曜、祭日の労働を禁じたり。

又十八歳以下の幼少年工に對する補習教育の義務を嚴にせるは獨逸法の特色と認むべく、男工に關しては一般に何等の制限を設けざるも、聯邦參事院は健康に必要と認むる場合に最長労働時間 (der *Sanitare minimalarbeitszeit*) と定むるを得べし。

上述の工業法は爾後數回の改正を経て、獨逸の労働者保護法は比較的統一せられたり、此他千八百九十七年の新商法 (商業使用人及見習に關する條項) 千九百年の工業經營に於ける幼者労働に關する條例 (工場以外の家族労働に關する規定) 千八百九十五年内河航運業規程、千九百二年海員法及び災厄保險法の規定は、労働者保護と關係を有するものなり。

第四節 歐洲大陸其他の諸國

佛獨以外の歐洲大陸諸國に於ては、概ね千八百七、八十年代に及び、保護法の必要を認めたりと雖ども、今や之を有せざるものなし。殊に千八百九十年以降各國の保護の程度は漸次に近似し、且つ監督制度を改良し保護の實を擧ぐるを勉むるの傾向著しきを見る。今各國に關して其概要を述べん。

一、 奧太利 同國に於ける保護規定の嚆矢は、千八百四十二年六月の勅令にして十二歳以下の兒童の使用を禁じ、十六歳未満のもの、労働時間を十二時間以内とせり。然れども、此規定は何等の實効を見ず。降て千八百五十九年工業法の改正ありしが其實施を勵行するに至らざりき。

然るに、千八百八十年以後労働者の運動漸く盛なるに及び、政府も保護法の改正實施に力を盡すの必要を認め、千八百八十五年三月現行の

法律(工業法)を發布せり。此法律は手工業及工場に適用するものにして、賃銀物給日曜労働を禁じ、十二歳以下の幼年者は一般に使用を許さず、手工業に於ては十二歳以上十四歳未満のものゝ使用を許すも、其労働時間を八時間とし、工場三十人以上を使用するものゝに於ては十四歳以下のものゝ使用を禁じ、又十六歳未満のもの並に女工の徹夜業を禁ずることゝせり、成年男工に關しては一日最長労働時間を十一時とし、政府の指定せる工業に於ては十二時間迄の労働を許すことゝせり。又鑛山業の場合には之を短縮して十時間を原則とせり。

同國に於ては、上の如く保護法の實施後れたるも、千八百八十三年工業監督官の制度設けられたる以後漸く面目を一新せり。而して監督制度の初期に於ては、之に對する不満の聲大なりしも、數年ならずして工場主及労働者の信任を得るに至り、監督官は法規に拘泥することな

く、保護の實を擧ぐることを勉めたるを以て、今や監督官は雇傭者間の紛争の公平なる仲裁者となり、兩者の最信任せる相談役たるに至れり。

二、匈牙利 同國の保護法は工業の進歩幼稚なるを以て、見るに足るものなし。現行法は千八百八十四年の工業法、千八百九十一年の日曜休日法、千八百九十三年の災厄并に工業監督制度に關する法律等にして、職工最低年齢を十歳とし、十歳以上十二歳未満のものは官廳の許可を経て使用するを許し、十二歳以上十四歳以下のものゝ労働時間は八時間、十四歳以上十六歳未満のものゝ労働時間は十時間とし、十六歳未満のものゝ徹夜業を禁じたり。

三、瑞西 同國に於ては聯邦諸州(カントン)中、夙に保護法を發布せるものあり。千八百十五年チューリッヒ州は十歳以下の幼童の工場使用を禁じ、同年以上の少年工の義務教育を定め、且つ一日労働時間を季節

に依りて十二時間乃至十四時間とし、徹夜業を禁じたり。また千八百四十八年、ヴラルス州は成年男工の最長労働時間(十三時間又は十五時間)を定め、降て千八百六十九年、バーゼル州も亦その労働時間を十二時間とせり。次で千八百七十年に及び、各州保護法の統一の必要を感じ、各州間の條約を結ばんとせるも其目的を達せざりしかば、千八百七十四年聯邦政府の權限を擴張して労働者保護法を設くるを得ることとし、千八百七十七年三月に至り之を發布したり。現行法是なり。同法は當時各國に比類なき完全のものなりと稱せらるゝ所にして、十四歳を最低年齢とし、少年者の教育義務を規定し、女工の保護に就ては分娩前後八週間の休日と定め、成年男女工の徹夜業、日曜祭日の労働を禁じたる等の點に於て現今に於ても模範とすべきもの少からず。又聯邦政府は千八百九十年運送業使用人の労働時間に關する法律、千八百七

十九年黃燐々寸工場に關する法律、千九百五年土曜日労働法等に依りて労働者保護法の完成を勉むるの狀あり、且つ其監督制度の完美は前章既に述べたるが如し。

四、露西亞 同國に於ては十九世紀の上半、保護法の發布せられたるものありしも、其實効を擧ぐるに至らず。千八百六十年以降、政府は未成年者の保護法に關する調査委員會を設けたるも容易に保護法の制定を見るに至らず。千八百八十二年に及び、一法律を發布し、幼年者の労働を禁止し、十五歳未満の少年工に保護を與ふることとし、工業監督官の制度を設け、次で千八百八十五年及翌八十六年、十七歳未満の少年工及女工をも保護することとし、賃銀支拂の保證並に契約の條項に關する規定を設けたり。當時露國に於て工業の最發達せるモスコ地方の工場主中、其實施に反對せるものありしも、其運動は著しき成效

を見ず。千八百九十七年に及び、一般に最長労働時間を制限するの法律を發布せり。同法に依れば、大工業及鑛山労働者の労働時間は、普通週日十一時間半とし、土曜日及祭日の前日は十時間を限度とし、日曜日及一ヶ年十四日の大祭日の休暇を規定せり。然れども、此規定は時間外労働の許可を容易ならしめたるを以て、其効果甚だ疑はしきものあり。且つ近年工業監督制度は當初の如く法規の勵行に力を盡さず、其報告を公にせざるを以て、保護法實施の狀況を知るに由なしと雖ども、實施上遺憾の點多きが如し。

五、白耳義 工業の發達せるに拘らず、保護法の不備なるは白耳義なり。是れ同國に於て工業家の反對烈しきと、自由主義の勢力強きに依るものにして、千八百八十年年代に至る迄殆んど全く工場労働者の労働を自由に放任せり。然れども、近年社會黨の勃興と共に、漸く此種

の法規を見るに至り、千八百八十九年の法律を以て、十二歳以下の幼童の工場並に鑛山労働を禁止し、十六歳未満の少年工及二十一歳未満の女工に保護を加ふることとなり、千九百五年日曜労働の禁止に關する法律を發布せり。

六、和蘭 千八百七十四年始めて十二歳未満のもの、工場使用を禁止し、次で千八百八十九年、十六歳未満のもの並に女工の一日労働時間を十一時間とし、徹夜業及日曜労働を禁止せり、又千八百九十五年工場設備に關する法律を發布し、危害豫防及衛生上に必要な條項を設けたり。

七、伊太利 同國に於て始めて一般に適用すべき保護法を發布せるは、千八百八十六年なり。同法に依れば、一般に九歳未満の幼童の使用を禁止し、十歳未満のものは地下労働に使用するを得ず、十二歳未満の

者は一日八時間以上又は徹夜業に使用するを得べく、十二歳以上十五歳未満のものは徹夜業の場合に六時間を最長限とせり。次で千八百九十年伯林國際會議後、政府は屢、該法の改正を企て、千九百二年に至りて其目的を達したり。該法は、工場、鑛山、建築工事等の労働者に適用するものとし、普通の場合に十二歳、地下労働の場合に十三歳を最低年齢とし、十二歳以上十五歳未満の者は一日十一時間を制限とし、徹夜業を禁じ、休日を強制し、女工の労働は一日十二時間とし、徹夜業休日に就ては少年工と同一の規定を設けたり。斯の如く法律の規定は近年改善の緒に就きたりと雖ども、監督制度は尙不備なるの状あるを免れず。

八、 暹馬、瑞典、那威 暹馬は千八百八十三年始て保護法を發布し、千九百一年之を改正せり。同法に依れば、十二歳以下の児童の使用を禁じ、十二歳以上十四歳未満の幼年工の労働時間を六時間、十四歳以上十

八歳未満の少年工の労働時間を十時間とし、是等の保護工の徹夜業、日曜労働を禁じたり。然れども、女工に對しては分娩後四週日の労働禁止の外規定を見ず、又日曜労働は一般に禁止せり。瑞典は千八百八十一年の保護法に依り、暹馬と略、同一の規定を設けしが、千八百九十一年之を改正し、十二歳以上十三歳未満のもの、労働時間を六時間とし、十五歳未満のもの、教育義務を認めたり。那威も亦千八百九十二年の法律を以て幼年工の保護をなせり、又暹馬、瑞典二國はベルン條約に加盟し、女工徹夜業禁止に賛同せり。

九、 西班牙 同國は千八百七十三年の法律に依り、十歳以下の幼年者の使用を禁じ、幼年男工(十歳乃至十三歳)幼年女工(十歳乃至十四歳)の労働時間は一日五時間、少年男工(十三歳乃至十五歳)少年女工(十四歳乃至十七歳)は一日八時間を制限とせり。故に、法文上に於ては西班牙の

幼少年工の保護は他國に稀なる完全の制度なりと雖ども實行は全く之に伴はず、同國は歐洲諸國中保護の最不充分なる邦國の一と云ふべきなり。

十、葡萄牙 千八百九十一年の法律を現行法とす。

第五節 北米合衆國

北米合衆國に於ては、勞働者保護法に關する中央政府の權限狭く、各州政府は各々特別の法律を發布し、聯邦政府の立法に依るものは、其直轄工場に使用する勞働者に關するもの(千八百六十八年發布の八時間勞働法)と政府の購買する物品及工事の請負業者の場合に關するもの(千八百九十二年の法律)とを其主要なるものとす。されば各州の立法寛嚴の程度を異するが爲めに各州間の競争上或州に於て特に完全な

る保護を實施すると能はず、千八百九十六年聯邦議會は憲法を變更して幼年者の勞働及勞働時間に關する事項の取締に關する權限を聯邦政府の手に收めんとするの議を決したるも當時の大統領クリッヴランドの承認する所とならず。翌年同一の決議をなし、終に産業調査委員(Industrial Commission)の任命となり、此委員は十九卷の報告書を公にし米國産業の實狀を明にせるに過ぎず。千九百七年ルーズベルトの敎書は勞働者保護法の必要を認めたりしが、其結果として雇主責任法の改正を見たるに過ぎず。聯邦政府の勞働者保護法に關する活動は現今尙見るべきものなし。

各州政府中、マッサチューセツ、ニューヨーク、ペンシルヴァニア等の如きは、夙に保護法を判定し、其實行に關しても完全なる監督機關を設け、歐洲の最進歩せる諸國に比して遜色あるを見ずと雖ども、其他の諸州に於

ては、法規の備はらざるものあり。又法規の完備せる場合にも、其規定の勵行を勉めざるものあり、一般に監督制度の不備は保護法の實效を擧ぐる能はざる原因なるが如し。今マッサチーセツ及ニューヨーク二州の規定を示さん。

マッサチーセツ州に於ては、千八百四十二年、先づ十二歳未満のものに對し十時間労働を規定し、千八百六十七年十五歳未満のもの、労働時間を一週間六十時間とし、次で、千八百七十四年十八歳未満のもの及女工の労働時間を一週間六十時間とし、千八百九十二年之れを減じて五十八時間とせり。又千八百九十八年の法律は、最低年齢を十四歳とし、十四歳以上のものに對しても夜學校通學の義務を認めたり。又女工及未成年工の徹夜業は法律を以て禁止せらる、其の他同州に於ては千八百九十二年以降、監督官制度の完成に力を盡し、千九百七年監督官數

は二十七人に上りたり。

ニューヨーク州に於て始めて實效ある工場法を布きたるは、千八百八十六年なり。爾後數回の改正を經、最近に至りては千九百三年、千九百六年、千九百七年の法律に依り、十四歳未満のもの、工場使用を禁じ、十六歳未満のものは午後六時以後午前八時以前に使用するを得ず、又十八歳未満の男工は午後十二時以後午前四時以前に、少年女工及一般の女工は午後九時以後午前六時以前に使用するを得ざることとし、是等の保護工の一週労働時間は凡べて六十時間以内とせり、又千八百八十六年以後監督官を設け法令の實施を監督せり。

以上二州の法規は他の諸州の模範と認むべきものにして、其實施の狀況に至つては他の諸州の遠く及ばざる所なり。思ふに、北米合衆國に於ては、上述の如く諸州が立法權を掌握するを以て、其規定の歸一を

見ると難さのみならず、諸州の經濟事情にも亦著しき相違ありて利害の關係を異にするの狀あり、且つ多數の移民は外國出生の労働者の割合を増加する等の事情は、他國に見る能はざる特殊の現象にして、労働保護法の發達せざる原因なり。然れども、尙ほ一層有力なる原因は、同國の憲法に於て、絶對に箇人の自由を認識し、自由契約に制限を加ふべき法律は、裁判所に於て屢憲法違反の判決を受けて無効に歸するもの少からざるに依るものなり。されば、未成年者に關する保護は其國外に立つを以て、近年稍進歩ありと雖ども、成年女工の保護又は設備に關する規定の如きも、上述の理由に依りて、實施に困難なるの狀あり、バウワ、氏曰く「北米合衆國の法廷は個人主義の舊學派と新時代の社會政策の見解との間に彷徨するの狀あり」と。蓋し至言と云ふべし。^(註)

(註) Baner, Art. "Arbeiterschutzgesetzgebung" in Handw. d. Statist. 3te. Aufl Bd I. S. 751

第六節 濠洲及新西蘭

濠洲の諸國は、他に比類を見ざる保護を實施し、千八百九十年サー・チャールズ・デルクが其の著「大英國問題」中に、濠洲を以つて「労働者の樂園」(Worker's Paradise)なりとせるを以て、特に世人の注目を惹きたり。然れども、デルクが著書に濠洲の保護法を賞賛せる當時に在りては、保護は未だ充分なりしに非ず、氏の記述は稍誇張に失するを免れざりしが、同年以後、却て著しき進歩をなし、現今に於ては、デルクの贊辭が實現せられたるの觀あるは一奇と云ふべし。

濠洲諸國の労働保護法の眞價を知らんと欲せば、先づ其の經濟上及社會上の特色を述ぶるを要す。即ち是等の諸國は、十九世紀の中葉に至る迄、人口稀薄にして、産業の見るべきものなかりしが、爾後急激なる

發達を遂げたりと雖ども、其主要なる産業は牧畜業と鑛山業として、舊開國の如き多数の小農又は小資本を擁する市民を有せず、國民の大部分を占むるものは賃銀労働者なり。而して、其工業は内國市場の販賣を目的として發達せしむるものにして、世界市場に販路を求むるものにあらず。内國市場は高率の保護税の存在に依りて外國品(英國品も亦)の侵入を許さず。されば賃銀労働者の保護は國民の大部分の必要を充たす所以にして、其保護の方法並に程度も他國の模倣し難きものを實行するを得べく、最少賃銀の制定、家内工業の抑壓の如き其一例なり。且つ濠洲諸國の政黨の狀態も、歐米の舊開國と異り、労働者の勢力一般に強大にして社會的立法の制定上の困難少く、保護法の進歩の原因となれり。

然れども、濠洲諸國の保護法は千八百九十年頃に至る迄、英本國の法

律を模範とし特殊の發達を見ざりき。然るに千八百八十年代の後半賃銀下落し失職者増加し、終に船渠人夫及剪毛労働者等の大同盟罷工を惹起したるも、労働者の失敗に終りたるを以て、労働者は政治上に勢力を占むるの必要を覺り漸く母國の保護法の範圍を超えて、種々の新制度を布き、殊に強制裁判和解及賃銀局等の制度を設けて同盟罷工を防ぎ外國移住民(特に亞細亞人)の移住を困難ならしめ、又家内工業の消滅を計りたる如き、特有の方法を實施するに至れり。然れども濠洲諸國は其立法を一にせず、聯邦の成立後も各州特殊の法律を維持し、唯各州關係の事項に就て聯邦法を實施するに過ぎず、且つ新西蘭の如き聯邦に加盟せざるものあり。今茲に各州の立法を詳述する能はざるを以て、保護の最も著しき新西蘭を説き、次にヴェクトリアに及び其一班を述べん。

新西蘭の保護法は濠洲大陸諸國に比して一層完備せりと稱せらるるものにして、その特殊なる立法の端緒は千八百八十九年の自由黨内閣の當時に在り、殊に千八百九十三年以後其首班たりしセドンは嘗て自ら労働者たりしを以て、よく労働者の事情に通じ最も大膽なる改革案を實行せり。『最新英國』の著者ロイドは曰く『新西蘭の立法の精神は貧富二階級の争闘を前提とする社會組織を否認し、専ら中等階級の増加と繁榮を計るに在り』云々と。氏また改革の結果を述べて曰く『十年間に於て、新西蘭は殆んど革命に遭遇せる國民の如く、其面目を一新せり。然れども此變遷は殖民の特殊なる性質に依るに非ず、寧ろ偶然の命運に依るものにして、其歐洲との距離遠きが爲に、北米合衆國の如く新歐羅巴たらずして、聖教徒並に米國の最初の移住者の理想とせる新英國となるを得たり。則ち、新西蘭は微菌學者の純粹培養の如く、高等

文化を有する種族を隔離して發展を遂げしめたるものなり』と。

現今新西蘭に於て労働法(Labour Law)の種類に數ふべき法令は、四十を超ゆと云ふを以て、之を詳述する能はずと雖ども、其概要を擧ぐれば、其工場法(千九百一年發布爾後數回の改正を経たるもの)の適用範圍は二人以上の賃銀労働者又は一人以上の亞細亞人を使用する工場を包含するを以て、一切の小工場をも網羅し、是等の工場に於ては十四歳以下の幼年者の労働を禁じ、生命健康に危険なる工場に於ける少年工及女工の労働は或は制限し、或は禁止せらる。又十四歳乃至十六歳の少年工及女工の最長労働時間は一週四十五時間とし、土曜日の午後は使用を許さず。又制限時間外の労働は、監督官の許可を要し、一ヶ年二十八日を超過するを得ざるのみならず、必ず一時間六片以上の賃銀を支拂ふを要す。又徹夜労働及坑内労働に保護工を使用するを得ず。成

年男工に對して、一週間四十八時間を制限とし、其除外例を認むるも、其場合には超過時間に對して別に賃銀を支拂ふを要するものとし、千九百七年法律を以て其賃銀額の最少限を定めたり。

新西蘭の労働者保護法中、特に注目すべきものは家内工業に關するものにして、任立業に關しては上述の工場法の適用を受くるのみならず、特別の監督を實施し工場以外に於て仕事をなさしむる雇主は、自宅労働者の名簿を備へ、之に労働者の姓名、仕事の種類、賃銀を記入するを要し、製品には Home made なる記號を附するを要す。又家内工業に於ける下受人を設けることを許さず、是等の規定に違反するものは嚴罰に處することとせり、此法規の實施に依り家内工業は殆んど消滅に歸し、其制定者たるリーヴス氏の説に依れば、現今自宅労働に従事するものは、工場労働に堪へざる病弱者に限らると云ふ。

又新西蘭に於て創設せられ、爾後西濠洲(一九〇〇年)新サウスウエール(一九〇〇年)及び聯邦政府(一九〇四年)の實行せる制度として、著名なるものは、其の和解及工業裁判の制度なり。此制度は千八百九十四年リーブスの考案に依りたるものにして、屢、改正を経て終に千九百五年 The Industrial Conciliation and Arbitration Acts (Consolidation Act) となれり。この制度の目的は、工業争議の平和なる解決を計り、同盟罷工、工場閉鎖の弊を除かんとするに在り。其方法は和解局 (Conciliation Board) 及工業裁判所 (Court of Arbitration) を設け、工業争議を解決するに在りて、全國を數區に分ち、(一九〇三年)八區、其各區に和解局を設け、雇主組合及労働者組合より二名宛の代表者を撰出し、他に一名の議長を置き、工業争議の起りたる場合に和解を試むることとし、雙方の合意を経たる協約は一定の期間有效なるものとす。若し和解局に於て雙方の合意を得る能はざる時

は之を工業裁判所に移す。工業裁判所は、全國に一ヶ所を設け、工業争議の判決をなすものとす。又工業争議は必ず和解局、工業裁判所に提出するを要し、同盟罷工は犯罪として所罰すべきものとせり。而して是等の和解局及工業裁判所に於て決定すべき事項は工業争議に關する凡べての事項を含み、賃銀の決定、労働時日、休日等の問題を決定するを以て、實際に於ては法律を以て是等の事項を定むると異ならざるなり。此制度は千八百九十四年實施後數々變更を経たるも、大體に於ては同一の方法を採る、たゞ近年和解局の煩雜なる手續を省略し、之に代ふる一層簡便なる方法を以てせんとするの議論盛なるが如し。

濠洲大陸諸國の労働者は概ね獨立の一政黨を組織し其勢力侮り難く、其首領は内閣員たること稀なりとせず。然れども労働黨の目的とする所は、實際の社會改良にして社會主義に與せざるが如し、而して勞

働黨の最勢力あるは、ドイツなるを以て、左に同國の狀況を略述すべし。

ドイツの工場法は千八百七十四年に發布せられたりと雖ども該法は其效果少く、労働者組合の運動に依り、勅選委員の任命となり、其立案に基き、千八百八十五年改正法を發布せり。該法は十三歳以下の幼年工の使用を禁じ、十三歳乃至十六歳の少年工及女工の一週労働時間を四十八時間とせり。又千八百八十七年、特に支那人の労働者の競争を防止するの目的を以て一法律を發布し、千八百九十六年、主として『スウィーチング・システム』の弊害を矯正するの目的を以て法律を制定せり、而して其原案に於ては、特に家事上の便宜又は病氣の爲に工場監督官の許可を得たるものゝみ、工場外の自宅労働を許すことゝせしが、議會に於て反對論起り、修正を経て、家内工業労働者の登録をなさしめ、且

の賃銀局の新制度を設けて、最低賃銀を規定することとせり。

賃銀局(Wages Board)の制度は先づイクトリアに起り、南濠洲及びクイーンズランドも亦之れに倣ひたり。其の内容は各國に於て屢改正を経たるを以て同一ならずと雖ども、雇主及労働者の双方より同数の代表者を選擧又は任命し、一名の議長を置き、最少賃銀及労働條件に關する事項を決定するものにして、イクトリアに於いては、先づ六種の都會家内工業(Sweated Urban Trades)に之を設け、爾後漸次に増加して千九百五年には其數三十八に上りたり、其效果に至ては種々の評論なきに非ずと雖ども、家内工業に對して法定の賃銀を設け、労働者に十分なる收入を與へ、且つ支那人其他の低廉なる労働者を使用することを困難ならしめたるは明白にして、家内工業は是等の規定の下に監督せらるゝ工業に於て其の跡を絶たんとするの狀あり。斯の如くイクトリアは、家内工

業の弊を除かんが爲に賃銀局を設け、新西蘭は同盟罷工を防止するの目的を以て和解工業裁判の制度を設けたるも、實際に於ては大差なきの狀なり。

又千八百九十六年の法律は保護を受くべき少年工及女工の労働時間を一日十時間以内とし、夜間使用を禁じ、且つ支那人を使用する工場及家具工場に於ては午前八時半以前又は午後五時以後(土曜日は午後二時)の使用を禁じたり。是れを成年男工に對する唯一の制限とす。

(然れども其他の場合には實際の労働時間は八時間を超えず)以上各種の法律は一九〇五年及一九〇七年多少の變更を加へて、Factories and Shops Act として整理を見たり、之を現行法とす。(註)

(註) 濠洲及新西蘭に就ては專ら Wörterbuch d. Volkswirth. Bd. I. 2te Aufl. 及び Handwörterbuch d. Staatsw. Bd. I. 3te Aufl. の Arbeiterschutzgesetzgebung に依りたり

つ賃銀局の新制度を設けて、最低賃銀を規定することゝせり。

賃銀局(Wages Board)の制度は先づヴィクトリアに起り、南濠洲及びクイーンズランドも亦之れに倣ひたり。其の内容は各國に於て屢改正を経たるを以て同一ならずと雖ども、雇主及労働者の双方より同数の代表者を選擧又は任命し、一名の議長を置き、最少賃銀及労働條件に關する事項を決定するものにして、ヴィクトリアに於いては、先づ六種の都會家内工業(Sweated Urban Trades)に之を設け爾後漸次に増加して千九百五年には其數三十八に上りたり、其效果に至ては種々の評論なきに非ずと雖ども、家内工業に對して法定の賃銀を設け労働者に十分なる収入を與へ、且つ支那人其他の低廉なる労働者を使用するとを困難ならしめたるは明白にして、家内工業は是等の規定の下に監督せらるゝ工業に於て其の跡を絶たんとするの狀あり。斯の如くヴィクトリアは、家内工

業の弊を除かんが爲に賃銀局を設け、新西蘭は同盟罷工を防止するの目的を以て和解工業裁判の制度を設けたるも、實際に於ては大差なきの狀なり。

又千八百九十六年の法律は保護を受くべき少年工及女工の労働時間を一日十時間以内とし、夜間使用を禁じ、且つ支那人を使用する工場及家具工場に於ては午前八時半以前又は午後五時以後(土曜日は午後二時)の使用を禁じたり。是れを成年男工に對する唯一の制限とす。(然れども其他の場合には實際の労働時間は八時間を超えず)以上各種の法律は一九〇五年及一九〇七年多少の變更を加へて、Factories and Shops Act として整理を見たり、之を現行法とす。(註)

(註) 濠洲及新西蘭に就ては專ら Wörterbuch d. Volkswirth. Bd. I. 2te Aufl. 及び Handwörterbuch d. Statistw. Bd. I. 3te Aufl. 中の Arbeiterschutzgesetzgebung. に依りたり

第十三章 本邦に於ける労働者保護法

維新以後、百事範を歐米諸國に採り、大工業は駁々として進み資本制企業は従来の小規模の工業を壓倒し、國運の隆盛前古未曾有なりと雖も労働者問題の發生之れに伴ふを免れず。就中最も世人の耳目を聳動せるは、鑛山労働者に關する災害なり。されば明治二十六年鑛業條例中に鑛夫に關する十數條の規定を設け、明治三十八年鑛業法及同法施行細則中にも、鑛夫保護の爲に規定を設けたり。今其規定を掲げて參考とす。

鑛業法 (三十八年法四五號)

第七十一條 鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農商務大臣及鑛山監督署長之ヲ行フ
一、建設物及工作物ノ保安

二、生命及衛生ノ保護

三、危害ノ豫防其他公益ノ保護

第七十二條 鑛業上危險ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ農商務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命ズベシ
急迫ノ必要アルトキハ鑛山監督署長ハ前項ノ處分ヲナスコトヲ得

第七十五條 探掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督署長ノ許可ヲ受クベシ

第七十六條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クベシ

第七十七條 鑛業權者鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能貸金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ與フベシ

第七十八條 鑛業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ貸金ヲ支拂フベシ

第七十九條 農商務大臣ハ命令ヲ以テ鑛夫ノ年齢及就業時間竝ニ婦女幼者ノ勞務ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第八十條 鑛夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死

亡シタルトキハ鑛業権者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫又ハ其ノ遺族ヲ扶助スベシ

鑛業法施行細則(三十八年農商務省令第十七號)

第六十四條 鑛業法第七十五條ノ規定ニ依リテ定ムベキ鑛夫ノ雇傭勞役ニ關スル

規則ニハ左ニ掲ケル事項又ハ之ニ相當スベキ事項ヲ定メ鑛業ニ着手ノ日ヨリ三

十日以前ニ差出シテ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

一、業務ノ種類等級

二、雇傭及解雇

三、各種類及各等級ニ於ケル賃金

四、賃金支拂期日

五、各種類ノ就業時間並ニ其ノ交替ノ方法

六、休業日其ノ他休業ニ關スル事項

七、年齢及婦女、幼者ノ勞役ニ關スル制限

八、賞罰ノ定アルトキハ其ノ事項

第六十五條 鑛夫名簿ハ鑛業ニ着手ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ調製シ鑛夫ノ氏名、

及生年月日、本籍、雇傭ノ要領、業務ノ種類等級、雇傭及解雇ノ年月日並雇傭期間ヲ記

載スヘシ

前項ノ事項ニ異動アリタルトキハ運滯ナク之ヲ記入スヘシ

第六十六條 鑛業法第八十條ノ規定ニ依ル扶助ニ付テハ左ノ標準ニ依リ扶助規則

ヲ定メ鑛業ニ着手ノ日ヨリ三十日以前ニ之ヲ差出シ鑛山監督署長ノ許可ヲ受ク

ヘシ

一、診察費及治療費ハ其ノ實額

二、療養ノ爲休業中ハ其ノ日數ニ相當スル賃金額ノ三分ノ一以上

三、葬祭料ハ十圓以上

四、遺族扶助料ハ死者ノ受ケタル賃金百日分以上ニ相當スル金額

五、不具癱疾者扶助料ハ其ノ賃金ノ百日分以上ニ相當スル金額

六、高ニ依リテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ前項第二號第四號及第五號ニ記載シタ

ル賃金ハ前三十日間ノ就業平均額ニ依リテ之ヲ定ムヘシ

第六十七條 鑛業権者ハ便宜ノ方法ヲ以テ鑛業法中鑛夫ニ關スル規定、鑛夫ノ雇傭

勞役ニ關スル規則及扶助規則ヲ鑛夫ニ告知スベシ

上述の鑛業法及其施行細則は、本邦に於ける唯一の勞働者保護法な

り。然れども、工場制工業の發達に伴ひ、工場勞働にも同一の保護を要

すべきは、事理の當然にして、有識者は夙に工場法を認め、當局者また明治二十九年第一回農商工高等會議に、初めて職工の取締及び保護に關する件を諮詢するに至りしが、此會議に於ては工場法制定の要あるや否やの大體論につき賛否の議論相分れて決せず、遂に委員を設けて次の會議までに其取調を爲すことを委託せしが、第二回農商工高等會議には此問題は何等議題に上らずして葬り去られたり越えて三十一年農商務省は工場法案を公表して商工業者の意見を徴し、且之を第三回農商工高等會議に諮詢せり、其全文左の如し。

工場法案

(明治三十一年諮問案)

第一章 總 則

第一條 此ノ法律ハ五十名以上職工使役スル工場ニ適用ス

第二條 前條以外ノ工場ニシテ事業ノ性質危險ナルモノ健康ニ害アルモノ職工使役ノ保護取締上必要アルモノ其ノ他特別ノ事由アルモノハ勅令ヲ以テ此法律ノ

全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二章 工 場

第三條 工場ヲ建設改築増築セムトスル者ハ當該官廳ニ願出テ認可ヲ受クベシ既設ノ建物ヲ工場ニ使用セントスル者亦同シ前項ノ工場ヲ他ノ工業ニ使用シ又ハ工業ノ方法ヲ著シク變更セントスルトキハ更ニ認可ヲ受クベシ認可ノ手續條件及效力ニ關スル規定ハ命令ヲ之ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 工場ノ工事完成シタルトキハ當該官廳ノ検査ヲ受クベシ
検査ニ合格セザル工場ニ於テハ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第五條 工場ニハ危険豫防健康保全風儀維持並公益保護ノ爲必要ナル設備ヲ爲スベシ

第六條 前條ノ設備ニ缺點ヲ生ジタルトキハ當該官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 期間ヲ定メテ相當ノ施設ヲ命ズルコト
一 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ命ズルコト

前項第一號ノ場合ニ於テ工業主其ノ期間内ニ指定ノ施設ヲ爲サ、ルトキハ當該官廳ニ於テ之ヲ執行シ工業主ナシテ一切ノ費用ヲ負擔セシムル事ヲ得
第七條 工場ニ汽鐘ヲ裝置セントスル者ハ當該官廳ニ届出テ検査ヲ受クベシ

前項ノ検査若ハ定期又ハ臨時ノ検査ニ合格セザル汽鐘ハ之ヲ使用スルコトヲ得
ズ
第八條 職工社宅寄宿會病室其ノ他工場ノ附屬建物ニハ本章ノ規定並之ニ關スル
罰則ヲ準用ス

第三章 職 工

第九條 十歳未満ノ幼者ハ工場ニ於テ使用スルコトヲ得ズ

但特別ノ事由アル工業ニ付テハ命令ヲ以テ本條ノ例外ヲ設クルコトヲ得

第十條 十四歳未満ノ職工ハ一日十時間ヲ超エテ使役スルコトヲ得ズ

但特別ノ事由アルトキハ當該官廳ノ許可ヲ受ク之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 職工ニハ少クトモ一ヶ月二日ノ休暇及一日一時間ノ休憩ヲ與フベシ三
大節ニハ事業ヲ休止スベシ

特別ノ事由アリテ前二項ニ依リ難キトキハ當該官廳ノ許可ヲ受クベシ

第十二條 工業主ハ尋常小學校ノ教科ヲ卒ラザル十四歳未満ノ職工ニ自己ノ費用
ヲ以テ相當ノ教育ヲ與フルノ設備ヲ爲スベシ

前項ノ職工ハ工業主ノ定ムル教則ニ服従スベシ

第十三條 職工業務上負傷シタル場合ニ於テハ工業主之ヲ療養シ若ハ療養費ヲ支給

スベシ

前項ノ負傷ニ依リ休養ヲ要スルトキハ手當ヲ支給シ不具又ハ痼疾トナリタルト
キハ扶助料ヲ支給スベシ

本條第一項ノ負傷ニ依リ死亡シタルトキハ埋葬料及遺族手當ヲ支給スベシ

危害ノ原因自己若ハ他人ノ故意又ハ天災ニ由ルモノ及危害ヲ避クル爲特ニ設
ケタル禁制ニ違背シタルニ由ルモノハ本條ノ限ニ在ラズ

第十四條 職工ハ左ノ場合ニ於テ直ニ契約ヲ解除スルコトヲ得

- 一 工業主業務監督者又ハ其ノ家族が職工又ハ其家族ニ對シ暴行虐待ヲ加ヘ若
ハ猥褻ノ所爲アリタルトキ
- 一 生命ヲ危フシ又ハ健康ニ著シキ害ヲ及ボスベキ業務ヲ業主又ハ業務監督者
ヨリ強ラレタルトキ

第十五條 工業主ハ左ノ場合ニ於テ直ニ契約ヲ解除スルコトヲ得

- 一 職工が工業主業務監督者又ハ其家族ニ對シ暴行又ハ侮辱ヲ加ヘタルトキ
- 一 職工が工場又ハ其ノ附屬設備ノ秩序ヲ紊スベキ行爲ヲ爲シタルトキ

第十六條 工業主ハ職工トノ關係ヲ定ムル爲職工規則ヲ設ケ當該官廳ノ認可ヲ受
クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

職工ノ社宅寄宿會取締ニ關スル規則亦前項ニ依ル
當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ職工規則、社宅寄宿會規則ノ變更ヲ命ズルコ
トヲ得

第十七條 職工規則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 雇傭契約ニ關スル規程
- 一 休日就業時間及休憩時間ニ關スル規程
- 一 監督組織ニ關スル規程
- 一 賞典懲戒ニ關スル規程
- 一 貸金ニ關スル規程
- 一 第十三條ノ給與及扶助ニ關スル規程
- 一 積立金ニ關スル規程
- 一 危害ヲ避クル爲設ケタル禁制
- 一 第十二條ノ教則

職工規則ハ工業主及職工ヲ羈束ス

第十八條 工業主ハ職工ノ異動ヲ明ニスル爲職工名簿ヲ備フベシ

第十九條 職工ノ取締上必要ノ場合ニ於テハ命令ヲ以テ工業及職工ノ種類ヲ定メ

其職工ニ職工證ヲ所持セシムルコトヲ得
前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セザル者ハ該工業ニ於テ工業主之ヲ雇入ル、コ
トヲ得ズ

第二十條 農商務大臣ハ同業組合ノ申請ニ基キ必要ト認ムルトキハ該組合ノ使役
スル職工ニ職工證ヲ所持セシムルコトヲ得

前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セザルモノハ該組合員之ヲ雇入ル、コトヲ得ズ

第二十一條 職工證ハ原籍地又ハ住所地ノ市町村之ヲ交附スベシ
但前條ノ場合ニ於テハ同業組合之ヲ交附スベシ

第二十二條 職工證ハ工業主是ヲ保管シ解雇ノ際之ヲ職工ニ還附スベシ

第二十三條 職工名簿及職工證ノ方式並ニ記載事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 徒 弟

第二十四條 工業主徒弟ヲ養成セントスルトキハ豫メ徒弟規則ヲ設ケ當該官廳ノ
許可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十五條 徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 修業契約ニ關スル規定
- 一 休日就業時間及休憩時間ニ關スル規程

- 一 授業ニ關スル規程
- 一 給與ニ關スル規程
- 一 疾病、負傷、死亡手當ニ關スル規程
- 一 賞典、懲戒ニ關スル規程
- 一 積立金ニ關スル規程
- 一 第十二條ノ數則

第二十六條 第九條乃至第十三條第十四條第十五條第十六條第二項第三項第十七條第二項第十八條乃至第二十二條並ニ之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五章 監 督

第二十七條 農商務大臣ハ婦女及十四歳未満ノ職工徒弟ノ就業ニシテ特ニ危険ナルカ又ハ健康若ハ風儀ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第二十八條 工場監督官更ハ工場及其ノ附屬建物ニ臨檢シ職工及徒弟ニ關スル書類ヲ検査シ並ニ工業主若ハ其代理人及被備者ニ説明ヲ求ムルコトヲ得工場監督官更又ハ工場監督官更タリシ者ハ其職務執行上知り得タル營業上ノ秘密ヲ守ルノ義務アルモノトス

第二十九條 此ノ法律ニ依ル行政處分ニ不服アル者ハ訴願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

第三十條 職工規則徒弟規則、社宅寄宿舎、雇傭契約又ハ修業契約ニ付工業主ト職工又ハ徒弟間ニ起リタル紛議ハ工場監督官更ノ裁定ヲ受クルコトヲ得

第六章 罰 則

第三十一條 第三條第一項第二項第四項第七條第九條乃至第十一條第十六條第一項第二項第十八條第十九條第二項第二十條第二十二條ニ違背シ又ハ第六條第三項若クハ第二十七條ノ命令ニ違背シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條 職工名簿ニ付虚偽ノ所爲アリタル者及第二十八條ノ場合ニ於テ臨檢検査若ハ説明ヲ拒ミ又ハ虚偽ノ所爲アリタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 他ノ工業主ト雇傭又ハ修業契約期間内ノ職工又ハ徒弟タルヲ知り其ノ工業主ノ承諾ナクシテ之ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

職工徒弟又ハ其ノ親族、法定代理人、保證人ヲ誘導シ其ノ工業主ニ對シ虚偽ノ所爲ヲ以テ契約ヲ解除セシメ其ノ職工又ハ徒弟ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ規定ハ五十名以下ノ職工徒第ヲ使役スル工場ニモ之ヲ適用ス
第三十四條 虚偽ノ職工証又ハ虚偽ノ所爲ヲ以テ得タル職工証ヲ行使シ又ハ行使
セシメタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十五條 第二十八條第二項ニ違背シタル者ハ刑法第三百六十條ノ例ニ據リ處
断ス

第三十六條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法數罪俱發ノ例ヲ用キズ
第三十七條 本法ニ定メタル過料ニ付テハ明治三十一年法律第十四號非訟事件手
續法第百六條乃至第百八條ノ規定ヲ準用ス
第三十八條 工業主ノ代理人、家屋被備者ニシテ此ノ法律中工業主ニ關スル規定ニ
違背スル行爲ヲ爲シタルトキハ工業主ハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ本章罰
則ノ適用ヲ免ル、コトヲ得ズ

第三十九條 商會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役其ノ他ノ法人ニ
在テハ理事ニ工業主ニ關スル本章ノ罰則ヲ適用ス

附 則

第四十條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

當時實業家の多くは極力之に反對せしも農商工高等會議は反覆熟

議の結果左の通り修正して之を可決せり

工場法案 (農商工高等會議修正案)

第一章 工場

第一條 工場ヲ建設改築増築セントスル者ハ地方長官ニ届出ベシ既設ノ建物ヲ工
場ニ使用セムトスル者亦同シ
前項ノ工場ヲ他ノ工業ニ使用シ又ハ工業ノ方法ヲ變更セントスルトキハ更ニ届
出ベシ

第二條 前條ノ届出アリタルトキハ地方長官ハ其ノ工事ヲ検査スベシ

検査ニ合格セザル工場ニ於テハ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第三條 工場ニハ危険ヲ豫防シ健康ヲ保全シ風儀ヲ維持シ竝ニ公益ヲ害セザル爲
メ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第四條 前條ノ設備ニ缺點アリタルトキハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 期間ヲ定メテ相當ノ施設ヲ命ズルコト

一 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ命ズルコト

前項第一號ノ場合ニ於テ工業主其期間内ニ指定ノ施設ヲ爲サザルトキハ地方長

官ニ於テ之ヲ執行シ工業主ナシテ一切ノ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

第五條 前各條ノ規定ハ左ノ工場ニ限リ之ヲ適用ス

一 蒸氣力、水力、電氣力、瓦斯力又ハ其他ノ原動力ヲ用フルモノ

一 前號以外ノ工場ニシテ事業ノ性質危險ナルモノ、衛生其他公益ニ害アルモノ、但此場合ニ於テハ豫メ勅令ヲ以テ其工場ノ種類ヲ指定スルヲ要ス

第六條 工場ニ附屬スル寄宿舎及病室ニハ工場ニ關スル前各條ノ規定並ニ之ニ關スル罰則ヲ準用ス

第七條 工場ニ汽罐ヲ裝置セントスル者ハ地方長官ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査若ハ定期又ハ臨時ノ検査ニ合格セザル汽罐ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 工場寄宿舎及病室ノ設備並ニ汽罐検査ニ關スル規則ハ地方長官之ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 職工及徒弟

第九條 農商務大臣ハ左ノ各號ノ範圍内ニ於テ省令ヲ以テ工場ノ職工徒弟ノ使役ニ關スル規則ヲ定ムルコトヲ得

一 十歳未満ノ幼者ノ使役ヲ禁制若クハ制限スルコト

一 女子又ハ十四歳未満ノ職工徒弟ニ一日十二時間以上ノ就業時間及就業ノ種

類ヲ制限スルコト

一 職工徒弟ニ一箇月二日ノ休暇及一日十時間以上ノ労働ヲ爲ス場合ニ一時間ノ休憩ヲ與ヘシムルコト

第十條 工業主ハ工場ノ寄宿舎ニ住居スル職工徒弟ニシテ十四歳未満ノ者ニ對シ相當ノ教育ヲ與ヘ且ツ其ノ疾病ノ際引取人ナキトキハ之ヲ救養スルノ義務アルモノトス

第十一條 職工作业上負傷若ハ死亡シタル場合ニハ工業主ハ少クトモ左ニ掲グル各號ノ救恤ヲナスノ義務アルモノトス但シ危害ノ原因自己若クハ他人ノ故意又ハ天災ニ出ツルモノ及危害ヲ避クル爲メ特ニ設ケタル禁制ニ違背シタルモノハ此限ニアラズ

一 職工が負傷シタル時ハ負傷ノ當時ニ得タル賃錢ノ半額ヲ休養中支給スルコト

一 前號ノ場合ニ於テハ療養ノ實費ヲ給シ若クハ自ラ療養ヲ與フルコト

一 負傷ニ因リ勞作ヲナス能ハザルニ至リタルトキハ職工が負傷ノ當時ニ得タル賃錢ニシテ年分

一 負傷ニ因リ勞作ヲ減シタル場合ニハ其減少ノ程度ニ應ジテ減シタル金額

一 負傷ニ因リテ死亡シタル場合ニ於テハ負傷ノ當時ニ得タル貸錢ノ三十日分
一 前號ノ死亡者ノ扶養ニ依リ生活シタル遺族アルトキハ前號貸錢一ケ年分
前項第三號及第四號ノ金額ハ二百五十圓第六號ノ金額ハ百五十圓ヲ以テ最高
額トス
本條ノ規定ハ徒弟ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 工業主ハ職工徒弟規則ヲ設ケ地方長官ニ届出ツベシ之ヲ變更スル時モ
亦同シ

寄宿舎取締ニ關スル規則モ亦前項ニ依ル

第十三條 職工徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 雇傭契約又ハ修業契約ニ關スル規程
- 一 休日就業時間及休憩時間ニ關スル規程
- 一 賃罰ニ關スル規程
- 一 貸錢若クハ手當ニ關スル規程
- 一 救恤ニ關スル規程
- 一 積立金チナス場合ニハ其規程
- 一 危害ヲ避ケル爲メ特ニ設ケタル禁制アルトキハ其ノ禁制

職工徒弟規則ハ工業主及職工徒弟ヲ羈束ス

第三章 監 督

第十四條 農商務大臣ハ工場視察官ヲシテ工場ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十五條 此法律ニ依ル行政處分ニ不服アルモノハ行政訴訟ヲ提起シ又ハ訴訟法
ニ依リ訴願スルコトヲ得

第四章 罰 則

第十六條 第一條第七條第一項及第十一條ノ届出ヲ忘リタル者ハ二十圓以下ノ過
料ニ處ス

第十七條 第二條第二項及第七條第二項ニ違背シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處
ス

第十八條 工業主ト契約中ノ職工徒弟又ハ其ノ親族法定代理人保證人ヲ誘導シ他
ノ工業主ヲシテ其ノ職工又ハ徒弟ヲ使役セシメタル媒介者ハ二百圓以下ノ罰金
ニ處ス

第十九條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法數罪俱發ノ例ヲ用ヒズ

第二十條 本法ニ定メタル過料ニ付テハ明治三十一年法律第十四號非訟事件手續
法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第二十一條 工業主ノ代理人家族被傭者ニシテ此法律中工業主ニ關スル規程ニ違背スル行為ヲ爲シタルトキハ工業主ハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ本章罰則ノ適用ヲ免カル、コトヲ得ズ

附 則

第二十二條 此ノ法律ハ明治三十三年一月一日ヨリ施行ス

然るに當局者は本法の制定は我國工業に大なる影響を及ぼすべきを以て尙調査熟議を爲すの必要ありとして法案の提出を見合せ荏苒決せざりしかば、三十三年春工場法速定の建議案議會に顯はるゝに至れり、是に於て政府は議會の協賛を経て工場調査職員を設け専門家に囑して各地工場を視察して工場法の制定に資せしめが三十五年春議會は更に工場法の速成を建議せしかば、政府は同年十一月新に工場法案要領を發表して公私の意見を徴したり、其全文左の如し

工場法案要領 (明治三十五年十一月五日付農商務省諮問)

第一、法令適用ノ範圍

- (甲) 工場法ヲ適用スル工場ハ當時三十人以上ノ職工徒弟ヲ傭使スルモノトス但官立及公立ノ工場ヲモ包含スルコト
- (乙) 臨時開設スル工場及平時前項ノ員數未滿ノ職工徒弟ヲ傭使スル工場ニ於テ臨時其以上ノ職工徒弟ヲ傭使スル場合ニ關シテハ特別ノ規定ヲ設ケルコト
- (丙) 甲號ニ掲ケル以外ノ工場ニモ必要アルトキハ勅令ヲ以テ工場法ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコト

第二、工場ノ取締

- (甲) 新ニ工場ヲ設置セムトスルトキ及其改築増築等ヲ爲サントスルトキハ行政廳ニ願出テ認可ヲ受クシメ且行政廳ノ検査ニ合格シタル後使用セシムルコト
- (乙) 工場ニハ危険ヲ豫防シ健康ヲ保全シ風紀ヲ維持シ及公益ヲ害セザル爲必要ナル方法設備ヲ爲スベキコト
- (丙) 寄宿舎其他工場ノ附屬建物及設備ノ取締ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ定ムルコト

第三、汽鐘ノ取締

- (甲) 工場ニ汽鐘ヲ設置セムトスルトキハ行政廳ニ願出テ認可ヲ受クシムルコト

(乙)汽鐘ハ行政廳ノ検査ニ合格シ検査證書ヲ得タルモノニアラザレバ使用セシメザルコト

第四職工徒弟ノ年齢ノ制限

十一歳未満ノ者ハ工場ニ於テ傭使セシメザルコト但勅令ヲ以テ向十個年間に左ノ如キ猶豫ヲ與フルコト

滿八歳以上ノ者ハ工場法施行後二ケ年ヲ限リ滿九歳以上ノ者ハ次ノ三箇年ヲ限リ滿十歳以上ノ者ハ次ノ五ケ年ヲ限リ傭使セラル、ヲ得ルコト但一タビ傭使セラレ得ル年齢ニ達シタル者ハ爾後本文ニ抵觸スルニ至ルモ仍傭使ヲ妨ゲザルモノトス

第五徹夜業ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間工場ニ於テ傭使セシメザルコト但左ノ例外ヲ設クルコト

一、天災事變ニ際シテハ勅令ヲ以テ一時此制限ヲ撤去スルヲ得ルコト

二、勅令ヲ以テ特種ノ事業及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ關スル除外例ヲ規定スルコト

三、工場ニ於テ職工徒弟ヲ二組以上ニ分チ交替ニ傭使スル場合ニ關シテハ勅令ヲ

以テ左ノ如キ除外例ヲ規定スルコト

滿十三歳以上十六歳未満ノ男女及滿十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前

四時ニ至ル間ト雖モ工場ニ於テ傭使スルヲ得ルコト但工場法施行後五個年間に滿十一歳以上十三歳未満ノ男女ヲモ傭使スルヲ得ルコト

四、前二號ノ場合ニ就テハ職工徒弟各組交替ノ時期就業時間休憩時間及休日ニ關スル特別ノ規定ニ從フヲ要スルコト

第六、就業時間ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニハ勅令ヲ以テ十二時間以上ノ就業時間ヲ制限スルヲ得ルコト、シ其勅令ハ向十箇年ヲ期シ漸次就業時間ヲ短縮スルノ目的ヲ以テ左ノ如ク定ムルコト但天災事變ノ際及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ關シテハ例外ヲ設クルコト

(甲)十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニハ左ニ掲ケル時間ヲ超エ傭使スルヲ得ザルコト

第一種工場 十四時間

第二種工場 十五時間

(乙)工場法施行ノ日ヨリ五個年ノ後ハ第一種工場ノ就業時間ヲ十三時間ニ短縮シ

第二種工場ノ就業時間ヲ十四時間ニ短縮ス次ノ五箇年ヲ經タル後ハ第一種工場ノ就業時間ヲ十二時間ニ短縮シ第二種工場ノ就業時間ヲ十二時間ニ短縮スルコト

(丙)工場種別ハ別ニ之ヲ定ムルコト

就業時間ノ制限ニ對スル例外ハ左ノ如シ

- 一、臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ一周年間或日數九十日ヲ限り行政廳ニ届出テ、制限時間ヲ超ユルコト二時間以内ハ就業時間ヲ延長スルヲ得ルコト
- 二、天災ニ際シテハ地方長官ハ農商務大臣ノ指揮ヲ請ヒ地域及期間ヲ限りテ就業時間ノ制限ヲ停止スルヲ得ルコト
- 三、事變ニ際シ陸海軍省所管ノ工場又ハ事件ニ關シ必要ナル事業ヲ營ム官私立ノ工場ニ於テ就業時間ノ制限ニ據リ雖キトモ主務大臣ノ指揮ヲ請ヒ制限以上就業時間ヲ延長スルヲ得ルコト

第七、休憩時間ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニ關シテハ勅令ヲ以テ一日一時三十分間以内ノ食事及休憩時間ニ關スル規則ヲ定ムルヲ得ルコト、シ其勅令ハ左ノ如ク定ムルコト

工場ニ於テハ一日一時三十分間以上ノ食事及休憩時間ヲ定メ十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニ休憩ヲ爲サシムベキコト但一日ノ就業時間ガ十二時間以内ナル場合ニ於テハ休憩時間ヲ一時間ト爲シ一日ノ就業時間ガ十時間以内ナル場合ニ於テハ休憩時間ヲ四十五分間ト爲スヲ得ルコト

事業ノ種類ニ依リ休憩時間中機械ノ運轉ヲ停止スベキコト但事業ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

第八、休日ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニ關シテハ勅令ヲ以テ一箇月二日以内ノ休日ニ關スル規則ヲ定ムルヲ得ルコト、シ其勅令ニハ就業時間ノ制限ニ對スル例外ニ準シテ天災事變ノ際及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ關スル例外ヲ設クルコト

第九、特ニ危険ナルカ又ハ衛生ニ害アル業務ニ關スル制限

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニハ勅令ヲ以テ特ニ危険ナルカ又ハ健康ニ害アル業務ヲ禁止制限スルヲ得ルコト、ス但其ノ勅令ヲ以テ制限スルモノハ左ノ如シ

甲、運轉中ノ機械ノ危険ナル部分、原動力機若クハ動力傳導裝置ノ封除、注油、検査若

クハ修繕又ハ運轉中ノ調養調索ノ取外シ若クハ取付ケニ十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ヲ僱使スルヲ得ザルコト
乙、塵埃粉末有害瓦斯ヲ發生スル業務毒藥劇藥其他有害料品又ハ爆發性發火性ノ料品ヲ取扱フ業務塵埃粉末有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務ニハ十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ノ僱使ヲ禁止シ又ハ制限スルコト但シ業務及職工ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

第十、業務上ノ死傷ノ扶助

職工徒弟業務上死傷シ又ハ死亡シタル場ニハ工業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助ヲ爲スベキコト但扶助ノ程度ハ左ノ如クスルコト

一、治療看護ノ費用ヲ負擔スルコト

二、療養ノ爲五日以上ノ休業ヲ要スルトキハ少クとも賃金ノ半額ヲ休業中給與スルコト

三、負傷ニ因リ終身労働ニ從事スルコト能ハズ又ハ終身労働ノ能力ヲ減ズベキ不具瘡疾ト爲リタルトキハ賃金ノ二箇年分以内ヲ給與スルコト但二百五十圓ヲ以テ最高額トスルコト

四、負傷ニヨリ死亡シタルトキハ葬式ノ費用ヲ負擔スルコト但二十圓ヲ最高額トスルコト

スルコト

五、死亡者ノ遺族アルトキハ賃金ノ一箇年分ヲ給與スルコト但二百圓ヲ以テ最高額トスルコト

第十一、寄宿舎ニ於ケル死傷者ノ扶助

工場附屬ノ寄宿舎ニ寄宿スル職工徒弟負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ三箇月ヲ超エザル期間ニ於テ適當ナル引取人アルマテ治療看護ヲ與フベキコト其死亡シテ引取人ナキトキハ葬式ヲ行フベキコト

第十二、職工徒弟ノ雇入紹介ノ取締

右ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ定ムルコト

第十三、工場ノ監督

工場ノ監督ハ地方長官第一次ノ監督ヲ行ヒ農商務大臣第二次ノ監督ヲ行フコト但事ノ重大ナルモノハ農商務大臣ノ指揮ヲ請ハシメ又ハ農商務大臣直接ニ監督處分ヲ行フコト
官立工場ノ監督ニ關シテハ特例ヲ設クルコト

第十四、法律施行ノ期限

工場法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ムルコト

工場法施行ノ際現ニ存スル工場又ハ汽鐘ニ關シテハ別ニ認可ノ手續ヲ要セス法律施行後一箇年內ニ届出ヲ爲サシムルコト

當時此種の立法を尙早なりとし或はかゝる法律は我國從來の美風たる雇傭者間の徳義的關係を破壊して冷酷なる法律的關係に改むるものにして、我國工業の發達を阻害するものなりとして、之に反對せる者もありしかど、大體に於て此種の法律の必要は認められ、三十六年七月には議會に於て工場法の提出なき理由を質問する者すらありしかば、當局者は前記諮問案に多少の修正を加へたる後、法律案として之を議會に提出せんとするに際し、恰かも日露の風雲益、急に遂に三十七八年の事變となり、復議會に之を提出するの機を得ずして已めり、然るに工場法制定の必要を唱ふるの聲は戰後事業の興ると共に益、盛んとなり、四十年十二月東京に開きたる社會政策學會第一大會に於ては工場

法問題を討議して之が研究を公にし、四十二年の議會には工場法を提出せざる理由を質問して之が速成を促すあり、工場法制定の機運大に熟したり而して職工調査職員は三十六年廢止せられしが工場法の研究は引續きて農商務省商工局に於て行はれ、其調査愈、終了せしかば政府は遂に明治四十二年十一月二十四日新に工場法案を公表して一般の意見を徴するに至れり。

今左に其法案及び同時に發表せられたる各條の説明を掲げん。

工場法案

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ之ヲ適用ス

一、原動力機ヲ裝置スルモノ

二、事業ノ性質危險ノ虞アルカ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

第二條 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲ工場ニ於テ使用スルコトヲ得ズ、但シ本法施行

ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ
行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ十歳以上十二歳未満ノ者ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十四歳未満ノ者ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ルノ間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ

第四條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外十四歳以上十六歳未満ノ者及女子ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ルノ間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ
一、一時ニ作業スルニ非ザレバ原料ニ變敗ヲ生シ易キ事業ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
二、職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルモノ

前項第二號ノ場合ニ於ケル就業時間休憩時間交替及休暇ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ定ム
第五條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日十二時間以上ノ就業ヲ爲サシムルコトヲ得ズ但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第六條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ一箇月少クトモ二日ノ休暇ヲ與ヘ又一

日ノ就業時間ガ六時間以上十時間以内ナルトキハ就業時間内少クトモ四十五分間就業時間ガ十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩ヲ爲サシムベシ

第七條 天災事變ノ場合又ハ事變ノ虞アル場合ニ於テハ行政官廳ハ前四條ノ規定ノ施行ヲ停止スルコトヲ得

臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ工業主ハ期間ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケテ第五條ノ就業時間ヲ延長シ又ハ第六條ノ休暇ヲ減ズルコトヲ得

第八條 運轉中ノ機械若ハ動力傳導装置ノ危険ナル部分ノ掃除注油検査若ハ修繕又ハ運轉中ノ機械ニ調帶調索ノ取付ケ其ノ他命令ヲ以テ指定スル危険ナル業務ニ十六歳未満ノ者及女子ヲ使用スルコトヲ得ズ

第九條 毒藥劇藥其ノ他有害物品又ハ爆發性若ハ發火性ノ物品ヲ取扱フ業務並ニ著シク塵埃粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険若ハ衛生上有害ナル場所ニ於ル業務ニハ十六歳未満ノ者ヲ使用スルコトヲ得ズ
行政官廳ハ十六歳以上ノ女子ニ關シテモ業務ノ種類ニ依リ其ノ使用ヲ禁止制限スルコトヲ得
前二項ノ業務ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

第十條 行政官廳ハ病者又ハ産婦ノ使用ヲ禁止制限スルコトヲ得

第十一條 行政官廳ハ命令ノ規定アル場合ニ於テハ工場及附屬建設物並設備ニ付
 危害豫防上又ハ衛生上必要ト認ムル事項ヲ工業主ニ命ジ必要ト認ムルトキハ其
 ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得
 前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタ
 リトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第十二條 工業主ハ其ノ使用スル職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ業務上負
 傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族
 ヲ扶助ス可シ
 第十三條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第十四條 職工若ハ職工タラムトスル者又ハ其ノ法定代理人ハ職工若ハ職工タラ
 ムトスル者ノ年齢ニ關シテ月籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得
 第十五條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於
 テハ其ノ證票ヲ携帯ス可シ
 第十六條 第一條ニ該當セザル工場ニ付必要ト認ムルトキハ勅令ヲ以テ本法ノ全
 部又ハ一部ヲ適用ス
 第十七條 第二條第一項、第三條第四條第一項、第五條第六條、第八條、第九條第一項及

第十二條ノ規定又ハ第四條第二項ニ基キテ發シタル命令ノ規定ニ違背シ若ハ第
 九條第二項、第十條及第十一條第一項ニ依リ行政官廳ノ處分ニ従ハザル者ハ千圓
 以下ノ罰金ニ處ス
 第十八條 當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ゲタル者及臨檢ノ際當該官吏ニ對シ
 虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ刑法ニ正條アルモ
 ノハ刑法ニ依ル
 第十九條 工業主ハ其ノ使用スル職工ノ年齢ヲ知ラザルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ
 免ル、コトヲ得ズ但シ取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第二十條 工業主ハ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ヲ犯シタルトキハ自
 己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ
 第二十一條 工業主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ工業主ニ
 適用スベキ罰金ハ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有
 スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第二十二條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル
 命令ノ規定ニ依リ犯罪ニ之ヲ適用ス

第二十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十四條 本法ハ罰則ノ規定ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス
官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ可シ

各條ノ說明

第一條 本條法令適用ノ範圍ニ就テハ最モ審議ヲ竭セリ元來工場法ハ其ノ性質トシテ歐米諸國ノ如ク一般ノ工業ニ適用スルヲ以テ最モ妥當ナリトスルモ本邦工業ノ現状ハ家庭工業ヨリ工業組織ニ移リツ、アル過渡時代ニ在ルモノニシテ所謂家庭工業ト雖モ副業トシテ此ヲ經營スルモノ多キニ居ルノミナラズ社會生活ノ狀態ニ於テモ彼我其ノ趣ヲ異ニスルモノ決シテ尠ナラザルヲ以テ必ズシモ諸外國ニ於ケル現在ノ事例ヲ踏踏スルノ理由ヲ見ズ然リ而シテ歐洲諸國ニ於ケル工業法制定ノ沿革ニ徴スルモ動力ノ利用及ビ化學工業ノ發達カ其ノ制定ノ原因ヲ爲セルモノナルヲ以テ本案ニ於テハ工場法適用ノ範圍ヲ最モ危害ヲ發生シ又ハ衛生上有害ノ虞アル工場ニ限ルコト、セリ而シテ第一號ニ掲ケル原動力機ヲ裝置スル場合ニ於テハ職工モ機械ノ運轉ニ伴ヒ操業スルヲ以テ心身ヲ勞スルコト甚ダシキノミナラズ動モスレバ機械ノ危險ノ之ニ伴フモノ多シ依テ蒸汽機關、瓦斯機關、石油機關、水力機、電動機其ノ他名稱ノ何タルヲ問ハズ原動力機ヲ用フルモノハ全部之ヲ取締ル

ヲ原則トシ職工數甚ダ少キカ又ハ工場ノ一部ノミニ原動力機ヲ備ヘ其ノ大部分ハ手工ニ依ルカ如キ工場ハ之ヲ除外シ若クハ特別ノ取扱ヲ爲サントス又第三號ニ掲ケル專業ノ性質危險ノ虞アル又ハ衛生上有害ノ虞アル工場トハ爆發性發火性ノ料品ヲ取扱ヒ或ハ粉塵又ハ有害瓦斯ノ飛散スル工場ニシテ自家工場ヲ除クノ外全部本法ニ依ル取締ノ下ニ置カントス

本法ハ前記ノ工場ヲ取締ルヲ以テ本則トスト雖モ其ノ他ノ工場ニ在リテモ之ニ準ジ取締ヲ爲スノ必要ナキヲ保セズ即チ多數ノ婦女幼少者ヲ使用スルモノ、如キ是ナリ此等ノ工場ニ對シテハ必要ニ應ジ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用シテ相當ノ取締ヲ爲サントス

第二條 本條年齡ノ制限ニハ兒童教育ノ程度ト國民教育ノ期間トヲ參酌セリ蓋シ十二歳未滿ノ兒童ハ心身ノ發育仍ホ不完全ナルヲ以テ之ヲ工場勞働ニ從事セシメシカ管ニ健康ヲ害シ易キノミナラズ德操上ニ於テモ亦不長ナル感化ヲ受クルニ至ルベシ而シテ現行小學校令ニ據レバ滿十二歳乃至十四歳ナラザレバ國民教育ヲ終了スルコト能ハズ然ルニ現時工場ニ於ケル年少職工ヲ見ルニ貧困其ノ他ノ事情ニ依リ教育ヲ免除セラレタルモノハ比較的少數ニシテ職工年齡ノ制限ナキ爲目前ノ利益ニ眩惑セル父兄ノ爲ニ中途退學シテ工場ニ使用セララル、ニ至リタルモノ多キ

ニ居ルカ如シ故ニ年齢制限ハ此ノ種父兄ヲシテ間接ニ子女ノ教育ヲ忍ニスベカラ
 ザルヲ知ラシメ將來健全ナル身體ト相當ノ國民教育ヲ受ケタル其職工ヲ養成セシ
 ムルノ基トナルベシ而シテ十二歳以下ノ職工ヲ僱使スル工場ハ其ノ種類多カラズ
 而モ此等幼年工ノ職工總數ニ對スル割合ハ極メテ少キヲ以テ本條ノ制限ハ工場主
 及ビ職工ニ對シ格別苦痛ヲ與フルモノニアラズ又之ヲ外國ノ實例ニ徵スルニ印度、
 西班牙、丁抹ヲ除クノ外十二歳未満ノ幼者ノ工場労働ヲ認ムル所無ク孰レモ皆十二
 歳十三歳又ハ十四歳以上ニ制限セリ

然レドモ本法實施以後直ニ十二歳未満ノ者ノ使用ヲ禁センカ工業主中或ハ俄カニ
 不便ヲ感ズルモノナキヲ保セザルヲ以テ本法施行ノ際現ニ使用セルモノニ限リ使
 用ヲ繼續セシムルコトヲ認メタリ尙業務ノ種類ニ應ジテ二十歳以上十二歳未満ノ
 モノ、使用ヲ認ムルコト、セリ即チ危険又ハ衛生上著シク有害ナラザル場所ニ於
 ケル輕易ノ業務ニハ作業ノ種類及ビ場所ヲ指定シ使用條件ヲ附シ十歳以上ノ者ノ
 使用ヲ許可スベキ見込ナリ

第三條及ビ第四條 夜間殊ニ深夜ニ於ケル労働ハ一般ノ習慣ニ反シ職工ノ健康ヲ
 害シ危険ノ程度ヲ増シ而モ著ルシク労働能力ヲ減殺スルモノタルコト言テ疑タズ
 此ノ弊害ハ婦女幼少者ノ労働ニ於テ殊ニ顯著ナル事實ナリ是ヲ以テ歐米諸國ハ孰

レモ皆婦女幼少者ノ夜間労働ノ禁止ヲ原則トシ公益上必要缺クベカラザルモノ其ノ
 他特殊ノ事情アルモノニ限リ年齢労働時間其ノ他ニ嚴密ナル制限ヲ附シテ夜間勞
 働ヲ認ムルノ方針ヲ執レリ而シテ一般ノ場合ニ於テハ午後八時又ハ九時以後午前
 五時又ハ六時迄ヲ夜間トセルモノハ午後七時以後午前五時迄又ハ午後六時以後
 午前六時迄ヲ夜間トシ以テ婦女幼少者ノ此時間内ニ於ケル工場労働ヲ禁止セル處
 アリ

然ルニ本邦工場ノ實況ヲ見ルニ一般ノ工場ニ於テハ午前六時以後午後五六時頃迄
 就業セシムルモノ工場ノ種類ニ依リ黎明四五時ヨリ始業シ若ハ午後八九時頃迄就業
 セシムルモノ少カラズ依テ本法ニ於テハ我習慣ヲ顧ミ夜間労働ノ弊害防止ハ漸進
 主義ヲ採リ本條規定ノ如ク午後十時以後午前五時迄ヲ夜間トシ夜間ニ於ケル十四
 歳未満ノ者ノ労働ヲ禁止シタリ

十四歳以上ノ者及ビ女子ニ對シテモ亦夜間ニ於ケル労働ヲ禁止スルハ其ノ健康ヲ
 保全スル上ニ於テ等シク必要ナリト雖モ我國ニ於テ婦女幼少者ヲ徹夜業ニ使用ス
 ルハ主トシテ紡織業ニシテ之ニ對スル夜業禁止ノ影響ハ單ニ工業經濟ノミナラズ
 社會ノ經濟上ニモ多少ノ影響アルヲ免レザルヲ以テ單ニ歐米諸國ノ事例ノミヲ採
 用シテ絕對的ニ之ヲ禁止スベキニ非ズ依テ事業ノ性質上晝夜連續シテ操業スルノ

必要アルモノハ勿論紡織業其ノ他一般ノ工業ト雖モ交替法ニ依リ操業スルモノハ交替ノ方法、休日、就業時間、休憩時間等ニ相當ノ制裁ヲ附シテ之ヲ除外シ尙ホ魚介果實ノ罐詰又ハ魚介ノ鹽藏等ノ如キ原料ニ撻取ヲ生シ易キ事業ハ原料ノ供給關係上夜業ヲ禁止シ難キ事情アリ此種ノ事業ハ或季節ニ限ラレ周歲連續スルモノニアラザルヲ以テ交替法ニ依ラザル場合ト雖モ尙ホ夜業ヲ認ムルコト、セリ

第五條 職工殊ニ婦女、幼少者ハ各種ノ威力ニ制セラレテ労働時間ノ過度ナル繼續ニ對シ自衛スルコト能ハザル場合多ク其ノ労働力ハ漸次減殺ヒラル、ニ至ルベキヲ以テ此ノ階級ニ屬スルモノハ法律上絕對的ノ保護ヲ要スルモノナリ故ニ外國ニ於テハ成年男工ニ對シテハ何等ノ労働時間ヲ制限セルモノナシト雖モ成年女工十六歳以上ノ國アリ又ハ十八歳以上ノ國アリハ少年工十四歳以上十六歳未満又ハ十八歳未満ト同一ニ看做シ十時間乃至十一時間以内トシ幼年工十二歳以上十四歳未満ニ對シテハ一日五時間乃至八時間以内ニ制限シタルモノ多シ又幼年工ト少年工トニ區別ヲ設ケザル二三ノ國ニ在リテハ女子及ビ幼少者ニ對シ十時間乃至十一時間ニ制限セリ

職ヲ本邦工場ノ實況ヲ見ルニ多數ノ婦女ヲ僱使スル所ハ必ズ多數ノ幼少者ヲ僱使シ此等婦女幼少者ト成年工トノ労働時間ニ差別ヲ設ケザル所多ク十一二時間ノ勞

働ヲ爲サシムル所少カラズ本邦職工ノ労働状態ハ外國ニ於ケルガ如ク嚴正ナル規律ナキヲ以テ其ノ身體ヲ勞スルコト比較的大ナラザルガ如キモノアルニ拘ラズ工場労働ヲ永續スルモノ少ク其ノ出入ノ頗ル頻繁ナルハ労働時間ノ過長ニシテ體力ノ到底之ニ耐ヘザルニ至ルコトモ其ノ原因ノ一タルコト疑テ容レズ故ニ相當ノ節制ヲ加ヘ以テ労働能力ヲ終生ニ涉リテ保全セシムルヲ急務トス然レドモ一面工業ノ現狀ニ影響ヲ及ボスコトヲ避クルガ爲先ヅ以テ其ノ過長ナルモノヲ防止スルヲ目的トシ十二時間ヲ以テ其ノ限度トセリ故ニ本條ノ規定ニ依リ著シキ苦痛ヲ感ズルモノ少カルベキモ尙緩急ヲ鑑ミ等シク第一條ニ該當スル工場ト雖モ事業ノ種類輕易ナル工場若クハ作業ノ輕易ナル部分ニ對シテハ命令ヲ以テ一日二時間以内ニ於テ労働時間ヲ延長シ十三時間又ハ十四時間ノ就業ヲ許スベキ見込ナリ

第六條 本條ノ規定ハ不規律ナル工場若ハ極端ニ労働ヲ繼續スル少數ノ工場ニ對スルモノニシテ現時我國多數ノ工場ニ於ケル休日及ビ休憩時間ハ必シモ著シク過少ナラザルナリ外國ノ事例ヲ見ルニ五六時間ノ労働ニ對シ三十分十時間乃至十二時間ノ労働ニ對シ一時間乃至二時間ノ休憩ヲ與ヘシメ毎週一日ノ休暇ヲ與ヘシムルモノ多シ

第七條 本條ハ天災事變ノ場合又ハ事變ノ虞アル場合ニハ業務ノ種類又ハ工場及

ビ期間等ヲ指定シテ本法ノ適用ナリ一時停止スルコトヲ規定シ又不意ノ事故ニ依リ工場ガ一時事業ヲ休止シタル場合若クハ急遽施行ヲ要スル工場設備ノ修繕其ノ他不得已事故ニヨリ事業ノ繁忙ナル場合ニハ別段ノ規定ヲ設ケ就業時間及ビ休日ノ制限ニ就キ特別ノ取扱ヲ爲シ得ルコトヲ規定セリ

第八條 婦女幼少者ハ危険ヲ自覺セザルガ爲又ハ操業ニ熟達セザルガ爲不注意ナル監督者ノ命ニ依リ危険ヲ冒ス場合多シ故ニ本條ノ規定スルガ如キ危険ナル作業ニハ各國皆婦女幼少者ノ使用ヲ禁止セリ尙此ノ以外ニ於テ略々危険程度ノ同等ナル作業少カラズ例ヘバ銳利ナル刃物ヲ有スル機械ノ取扱、溶解セル金屬又ハ電氣機械ノ取扱ノ如キ是ナリ是等ニ關シテハ一々之ヲ法律中ニ規定スルコト能ハズ依テ本條ニハ其ノ重ナルモノヲ記シ他ハ精査ノ上其ノ輕重ヲ計リ之ガ指定ヲ命令ニ讓ルコト、セリ

第九條 本條規定ノ精神前條ニ同シ而シテ之ニ該當スベキ業務ノ種類少カラザルモ等シク危険ノ性質ヲ有スルモノト雖モ工場ニ於ケル除害裝置等ノ有無又ハ適否如何ニ依リ危害ノ程度ヲ異ニスルヲ以テ之ガ取締自ラ寬嚴ナキヲ得ズ外國ノ立法例ヲ見ルニ或ハ法律中ニハ單ニ大綱ヲ示スニ過ギズシテ細目ヲ命令ニ讓レルアリ又相當精密ナル規定ヲ設ケルモノアリ本案ハ前者ノ例ニ倣ヒ各箇ノ場合ニ處シテ

適當ナル規定ヲ設ケンガタメ命令ヲ以テ業務ノ種類ヲ指定スルコト、セリ本條命令ニ依リテ指定スベキ業務ノ例ハ鉛丹、酸化亞鉛ノ製造、亞硫酸瓦斯ノ發散甚シキ場所ニ於ケル作業、燐寸用藥品ノ調合、セメント工場ノ一部等ニシテ此等ノ業務ニハ幼少者ノ使用ヲ禁ジ其ノ危害ノ程度一層甚シキモノニハ婦女ノ使用ヲモ禁止セントス

第十條 病者殊ニ傳染性ノ患者ノ取扱ニ注意ヲ缺カンカ其弊害ハ工場ノミニ止マラズ公衆衛生ニ關係スルコト大ナリ又傳染性ニ非ズト雖モ疾病ノ性質程度ニ應ジ職工ノ使用方法ニ制限ヲ要スルモノアリ又産婦分娩後ノ攝生ハ最も注意ヲ要スルヲ以テ産後一定期間ノ労働ニ制限ヲ附スルノ要アリ故ニ外國ノ立法例ハ分娩後ノ女子ニハ四週間乃至六週間ノ工場労働ヲ禁止スルノ規定ヲ設ケタリ依テ本案ニ於テハ行政官廳ニ於テ必要ニ應ジ病者及ビ産婦ノ使用ヲ禁止制限セシムルコトヲ得セシムルコト、セリ

第十一條 工場ノ設置機械其ノ他ノ設備ニ關シテハ各地方ニ於テ汽機汽罐取締規則製造場若ハ火工場取締規則ヲ設ケ工場ガ其ノ附近ニ及ボス危害ト工場内部ニ於ケル危害ノ重ナルモノヲ取締レル所多シ然レドモ各府縣ノ取締ハ同一種類ノ工場ニ對スルモノト雖モ多少寬嚴ノ程度ヲ異ニシ或ハ工場及ビ附屬建築物ノ危険防止

若ハ衛生上ノ設備ノ取締ニ缺クル所アルヲ免レズ依テ本條ハ是等ノ命令ニ本法ニ
依ル根據ヲ與フルト共ニ爾後主トシテ農商務省管理ノ下ニ各地ニ於ケル行政ノ劃
一ヲ期シ工場附屬建築物及ビ設備ニ關シ衛生上及ビ危害豫防上ノ目的ヲ達セント
ス而シテ行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ工業主ニ對シ工場等ノ使用停止ヲ命
ズルコトヲ得セシメタルヲ以テ不當ノ處分又ハ違法ノ處分ニ對スル訴願及ビ訴訟
權ヲ認ムルコトトセリ

第十二條 職工ノ業務上ノ災害ハ相當ノ方法ニ依リ救済スルノ必要アルハ勿論ナ
リ故ニ外國ニ於テハ或ハ勞働者補償法ヲ設ケ或ハ災害保險法若クハ疾病保險法ニ
依リ工業主及ビ國家ニ於テ之ガ救済ヲ行フノ途ヲ啓ケリ

本邦工場ニ於ケル職工ノ救済ハ勞働保險法ニ依ルヲ最良ナリトスルモ此ノ施設ニ
ハ相當ノ準備ト相當ノ經費ヲ要スルヲ以テ速カニ其ノ實施ヲ遂ケル事能ハズ故ニ
差當リ現行鑛業法第八十條ノ規定ニ依リ發セラレタル明治三十八年六月省令第十
七號第六十六條ノ規定及ビ明治四十年五月勅令第百八十六號官役職工人夫扶助令
ヲ參酌シテ現下ノ急須ニ應ズベキ命令ヲ發セントス

第十三條 職工ノ誘拐爭奪ハ本邦職工ノ出入頻繁ナル一原因タリ是等職工ノ誘拐
爭奪中周旋業者ニ關係スルモノハ各府縣ニ於ケル職工募集取締規則若ハ周旋業者

締規則ニ依リ取締ヲ爲シ來レルモ尙ホ未ダ悉サザル所アリ其ノ他職工ノ年齡身分
等ヲ明ニスル爲工場ヲシテ相當ノ帳簿ヲ設ケシメ雇入解雇ノ時日人員等ヲ明ニス
ル必要アリ是等ノ事項ニ關シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ規定シ本法ノ施行ヲ便ニス
ルト同時ニ工業主ヲシテ職工ノ雇入ニ關シ利便ヲ得セシムルコトヲ期ス

第十四條 及ビ第十五條 工場法案ノ實體規定ニ非ザルヲ以テ省略ス

第十六條 第一條ニ該當セザル工場ト雖モ多數ノ幼少者及ビ女子ヲ使用スルモノ
其ノ他相當ノ取締ヲ必要トスルモノアルベキヲ以テ是等ノ工場ニ對シテハ必要ニ
應ジ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用シ以テ本法規定ノ精神ヲ全カラシメンコトヲ期ス
第十七條 以下工場法案ノ實體規定ニ非ザルヲ以テ省略ス

由是觀之、今回の工場法案は適用の範圍等命令に委任せる重要事項
多ければ疑問の餘地少なからざりしを以て、十二月十二日に至り農商
務省は本工場法に基き發せらる可き命令の要旨は左の如きものなり
と公示せり。

第一條 (一)原動力機ヲ裝置スルモ本法ノ適用ヲ除外ス可キ見込ノ工場

▲鑛物ノ試掘採掘並ニ之ヲ附屬スル選鑛及精鍊ノ事業鑛業法ノ支配ヲ受ケルチ

以テナリ) ▲波止揚土石掘鑿業、建築場、其他戶外ニ於ケル作業場 ▲家族ノミヲ用ユル自家工場及之レニ準ズ可キモノ

(三)事業ノ性質危險ノ憂アルカ又ハ衛生上有害ノ虞アリト認ムル工場

甲、危險ノ虞アルモノ

▲發火性爆發性ヲ有スル料品ヲ製造シ又ハ取扱ヲ爲ス工場 ▲燃性石炭乾燥性油(煤油、亞仁油ノ如キ)カドシユム、カーバイト等ノ如キ發火ノ虞アルモノ、煙火、彈藥、雷管、導火線等ノ如キ爆發性ヲ有スル料品ヲ製造シ又ハ取扱ヲ爲ス工場 ▲引火性ヲ有スル料品ヲ製造シ又ハ取扱ヲ爲ス工場、セルロイド、アルコール、揮發油、石油等ヲ製造シ又ハ取扱ヲ爲ス工場及鑛溜場、ダール蒸溜場等

乙、衛生上有害ノ虞アルモノ

イ、有害ノ粉塵ヲ發散スル工場

▲塵穢、毛蕪、麻綿等ノ如キ纖維物ノ選別、解撒、織物又ハ編物ノ起毛工場、其他塵埃ヲ發散ス可キ工場 ▲セメント、人造肥料、硝子工場、骨角類削リ場、構寸工場等ノ如キ製造工程中粉塵ヲ飛散ス可キ工場

ロ、有害物ヲ取扱ヒ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル工場

▲硫酸、硝酸、鹽酸、アンモニア、晒粉、燐、硫石等ヲ製造シ又ハ取扱ヲ爲ス工場 ▲鉛、水銀

又ハ是等ノ化合物ヲ製造シ又ハ取扱ヲ爲ス工場 ▲燐寸頭藥及摩擦藥ノ調合、塗附及乾燥工場 ▲亞硫酸瓦斯又ハ晒粉等ヲ用ユル漂白工場、絲及織物ノ瓦斯機場

第二條 危險若クハ衛生上著シク有害ナラザル場所ニ於ケル輕易ノ業務ニハ作業ノ種類ヲ指定シテ十歳以上十二歳未満ノ者ノ使用ヲ許可セントス但シ毎日労働ノ場合ニハ一日就業時間ヲ六時間以下トシ四十五分間以上ノ休憩ヲ爲サシメ隔日労働ノ場合ニハ一日就業時間ヲ八時間以下トシ一時間以上ノ休憩ヲ爲サシメ且ツ孰レノ場合ニ於テモ一ヶ月四日以上ノ休暇ヲ與ヘシムルコト

前項業務ノ類例左ノ如シ

煙草工場、燐寸工場(函詰包装)ノ如キ業務、印刷工場、製紙工場(紙ノ折疊等)ノ如キ業務

生絲工場

第四條 (一)原料ニ變敗ヲ生シ易キ事業ノ類例左ノ如シ

魚介罐詰業 ▲魚介鹽造業 ▲果實罐詰業 ▲果實醃造業 ▲魚油採取業

(二)職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ就業休憩交替及休暇ニ關シ左ノ制限ニ依ラシムルコト

▲終業後少クモ十二時間内ニ工場ニ於テ就業セシメザルコト ▲一日少クモ一時間ノ休憩ヲ爲サシムルコト但シ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ就業スル者ニ

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

間ノ休憩ヲ爲サシムルコト

ハ一日少クとも一時間中ノ休憩ヲ爲サシムルコト▲各組就業時チ一週間以内毎ニ交替セシムルコト▲交替毎ニ二十四時間ヲ下ラザル休憩ヲ與ヘシムルコト

第五條 命令ニ依リ別段ノ規定ヲ設ク可キ事業ハ第一條各號ニ該當スト雖モ衛生ヲ害シ又ハ危害ヲ生ズ可キ程度比較的低キモノハ本案但書ニ依リ二時間以内其就業時間ノ延長ヲ許ス可キ見込ニシテ其類例左ノ如シ

▲生絲工場▲或ル種ノ織物工場

第九條 命令ニテ指定ス可キ業務ノ類例

▲鉛丹、酸化亞鉛、密陀僧製造工場ノ一部、鏡製造工場、鍍銀部▲亞硫酸瓦斯其他類似ノ有害瓦斯發散ノ場所▲各種ノ爆發物製造場▲セルロイド及其他引火シ易キ物品製造場ノ一部▲機寸藥品調合場、頭藥塗附及乾燥場▲襪襪古綿等ノ選別解撒及裁斷場▲セメント原料及セメント碎粉場▲土石粉碎場、燐灰石又ハ陶磁器、硝子、珪瑯煉瓦等ノ原料粉碎▲骨角削リ場、絲又ハ布ノ毛燒又ハ瓦斯燒場▲織物起毛工場▲紡績工場混綿部

前記工場ト雖完全ナル除害設備アルモノハ之レヲ除クコト

第十條 産婦ノ分娩後四週間就業セシメザルコト但シ醫師ノ證明アル時ハ三週後ハ就業ヲ許スコト

病者ニ就ハテ八種傳染病ノ外肺結核、癩病、傳染性皮膚病、傳染性眼炎等ニ關シ相當取締ヲ爲スコト

第十二條 職工扶助ニ關スル規定ハ續業法第八十條ノ規定ニ依リテ設セラレタル

明治三十八年六月省令第十七號第六十條ノ規定及明治四十年五月勅令第百八十

六號官役職工人夫扶助令ニ準據シテ之レヲ定ムルコト

第十三條 職工ノ誘拐、争奪及不法ノ募集ヨリ生ズル各種ノ弊害ヲ拒クガ爲メ命令ヲ以テ左ノ規定ヲ設クルコト

▲職工帳簿ニ關スル規程▲職工募集ニ關スル規程

第十六條 第一條ニ該當セザルモノ本條ニ依リ取締ル可キ工場ノ類例左ノ如シ

▲定數以上ノ婦女幼少者ヲ僱使スルモノ(織物工場、生絲工場、陶磁器工場、漆器工場、煙草工場、印刷工場等)

以上の法案の諮問に對し、商業會議所、工業團體、其他學會等は各々其意見を發表せしが大體に於て工場法制定時機到れるものとし、修正意見を提出せしもの多く、制定に反對せるものは僅に二箇所ありしのみなりと云ふ。茲に於て政府は上の法案に幾分の修正を加へ本年一月

二十三日之を衆議院に提出せり其全文左の如し。

工場法案

- 第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノニ之ヲ適用ス
 - 一 原動力機ヲ設置スルモノ
 - 二 事業ノ性質危険ナルカ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
- 第二條 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合及行政官廳ノ許可ヲ得テ十歳以上ノ者ヲ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲ夜間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ
 - 前項ノ規定ハ十四歳以上ノ者ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ之ヲ適用セズ
 - 本法施行後五年ヲ限り十二歳以上ノ者ニ付亦同シ
 - 一 一時ニ作業スルニ非レバ原料ニ變敗ヲ生シ易キ事業ニ就カシムルトキ
 - 二 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ
- 前項第二號ハ本法施行後十年ニシテ其ノ効力ヲ失フ但シ繼續作業ヲ要スル事業

- ニシテ女子ヲ夜間工場ニ於テ就業セシメザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二項第一號及前項但書ノ事業ノ種類並第二項第二號ノ場合ニ於ケル就業時間休憩時間交替及休暇ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 前條ニ於テ夜間ト稱スルハ四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午後九時ヨリ午前四時迄トシ十月一日ヨリ三月三十一日迄ハ午後十時ヨリ午前五時迄トス
- 第五條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日十二時間ヲ超エ就業セシムルコトヲ得ズ
- 主務大臣ハ事業ノ種類ニ依リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得
- 第六條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二日ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ四十五分間十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クベシ
- 第七條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ第三條第五條又ハ第六條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得
- 臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ工業主ハ期間ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ得テ第五條ノ就業時間ヲ延長シ又ハ第六條ノ休暇ヲ廢スルコトヲ得但シ其ノ期間ニシテ毎月五日ヲ超エザルトキハ豫メ行政官廳ニ届出テ就業時間ヲ二時間以内延長

スルコトヲ得

第八條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導装置ノ危険ナル部分ノ掃除注油検査若ハ修繕ヲ爲シ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導装置ニ調整調索ヲ取付ケ其ノ他命令ヲ以テ指定スル危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ズ

第九條 工業主ハ十六歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥、有害料品又ハ爆發性若ハ發火性ノ料品ヲ取扱フ業務並著シク塵埃粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険若ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ズ

前項ノ業務ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ十六歳以上ノ女子ニ關シテモ第一項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ス

第十條 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十一條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備ガ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命ジ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止ス

ルコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十二條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第十三條 工業主ハ職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スベシ

第十四條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 職工若ハ職工タラムトスル者又ハ其ノ法定代理人及工業主ハ職工又ハ職工タラムトスル者ノ戸籍ニ關シテ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 第一條ニ該當セザル工場ニ付必要ト認ムルトキハ勅令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第十七條 第二條、第三條第一項、第五條、第六條、第八條、第九條及第十三條ノ規定又ハ

第三條第四項若ハ第十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者及第十一條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ處分ニ從ハザル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨グタル者及臨檢ノ際當該官吏ノ訊問

ニ對シ管轄ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 工業主ハ職工ノ年齡ヲ知ラザルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ル、コトヲ

得ズ但シ工業主及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 工業主ハ其代理人、戸主、家族同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ本法又ハ

本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ

其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

第二十一條 工業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ別

ニ工業管理人ヲ置キタルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ工業主

ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ工業管理人ニ適用ス

營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ前項法定代理人ニ關

スル規定ヲ適用セズ

第二十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ

依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ

工場チ之ニ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官
廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

該法案の各條に關しては、前章既に詳論せる所なりと雖ども、大體に於て政府案の妥當なるは、具眼者の認むる所なり。たゞ勅令命令に譲りたる範圍稍廣きに失し、世上の論難攻撃甚からざるの狀あり。此の點に關しても、既述せる所にして、第十條産婦の勞働禁止の如き法律に禁止期間を定むるも不可なかるべく、第十三條工業主の賠償責任の如き法律中に賠償額の範圍を定むるを要すべし。されど本邦に於ては、從來一般に法律に依るべき事項を勅令命令に依りたるもの少からず、前掲の鑛業法と工場法案を比較せば、工場法案に於て特に勅令命令に譲りたる範圍を擴張せるものあらざるを認むべし。故に此理由を

根據として工場法案の制定に反対せんとするは當を得たるものにあらず宜しく適當なる修正を加へて法規の完全を期すべきなり。且つ吾人の一言を要するは、工場法の性質上、勅令命令に依るべき事項少からざること是なり。今外國の立法例に依るも細大の事項を法律中に規定する慣例ある英國に於て、工場法中には行政官に委任せる事項少からず。これ該法の性質上、實際の事情に應じて伸縮を要すべきもの少なからざるに依るものなり。反對論者、往々此點に留意することなく、詳密なる法律を設けんとするは、却て工業家を苦め、労働者保護の實を收むる能はざるの弊を惹起するの虞あるものなり。

本論の稿を終りたるは二月十五日の交なりき。當時工場法案は衆議院特別委員の審査中なりしが、今朝の新聞紙は政友會に於て其否決を決し、政府も亦該法案を撤回せりとの報を傳へたり。今其否決撤回の理由を詳にする能はずと雖も、余報は愈々勞

働者保護の必要を提唱するの急務なるを感ぜずんばならず。一言を附記して本論の結尾となす。四十三年二月二十七日日

勞働者保護法論完

明治四十三年三月十一日印刷
明治四十三年三月十五日發行

最近經濟問題第五卷
勞働者保護法論 附

著者

關 一

發行者

株式會社 隆文館

右代表者

草 村 松 雄

印刷者

島 連 太郎

印刷所

三 秀 舍

東京市神田區美土代町二丁目一番地



發行所

株式會社 隆文館
東京市京橋區南鍋町一丁目二番地

振替貯金口座 東京八五三番
電話新橋二五八六、四四三三、四九六九

工 6R-89


經濟問題叢書第壹輯

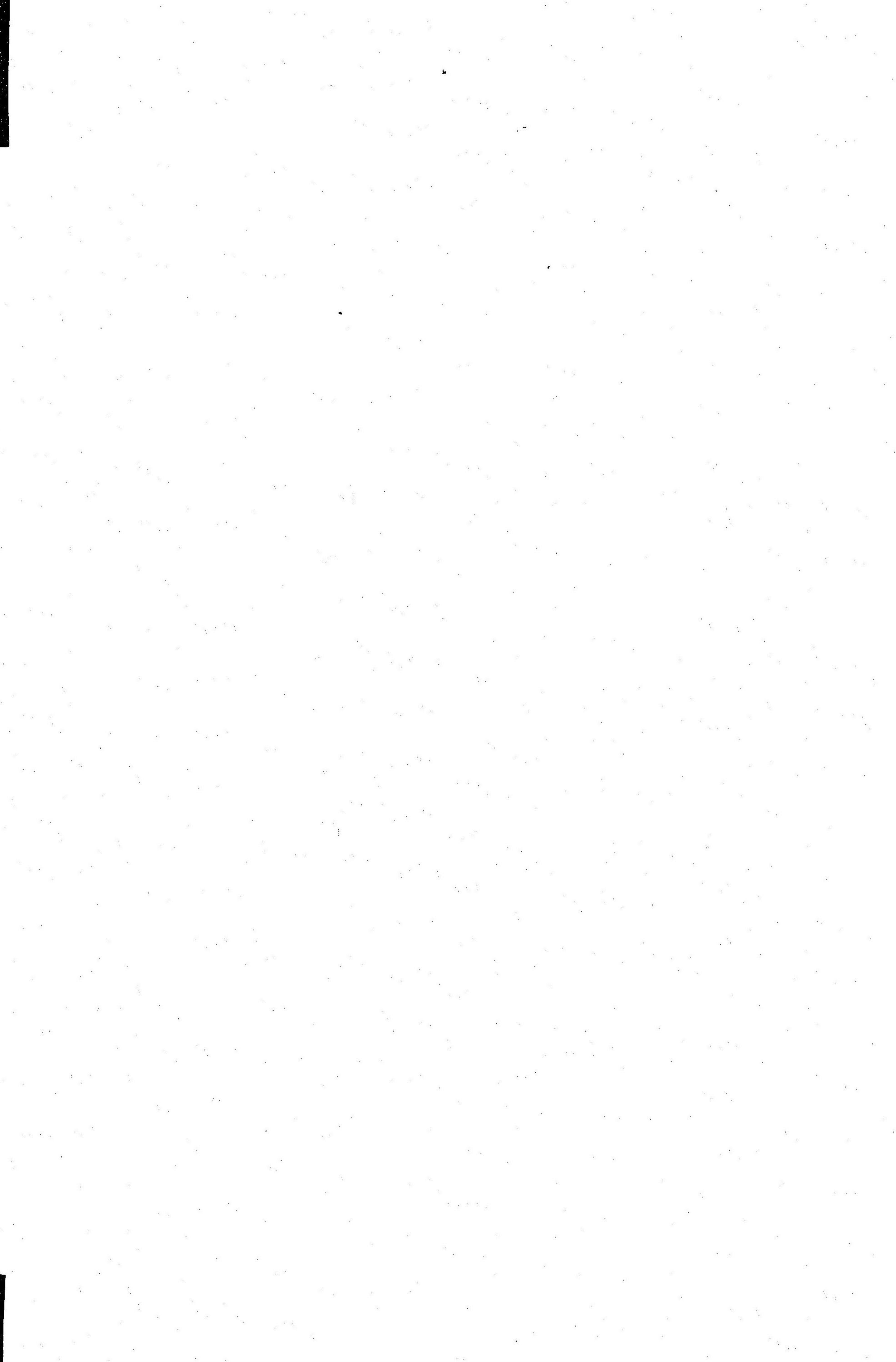
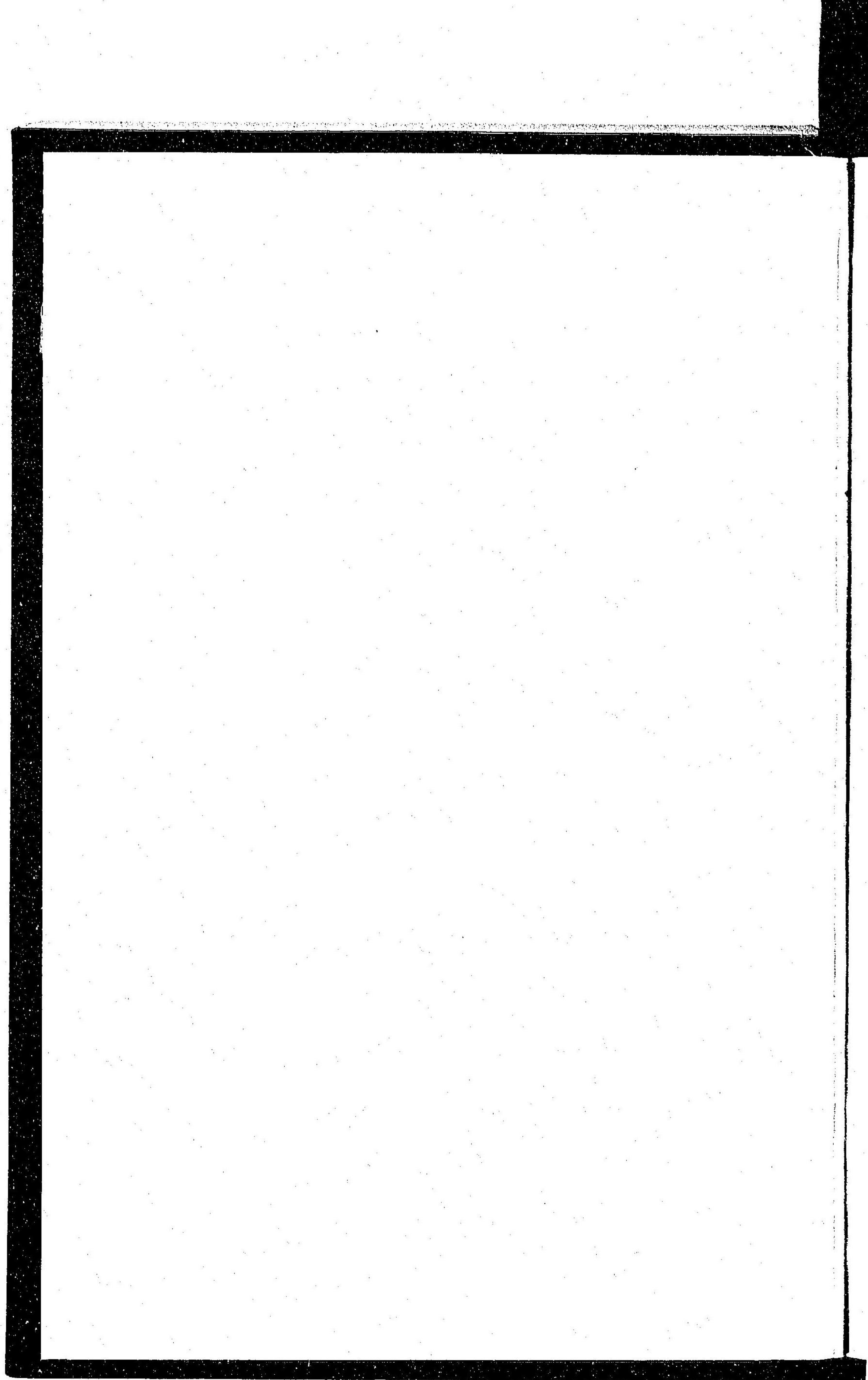
慶應義塾 堀江歸一 先生著 關稅問題 第壹卷 既刊

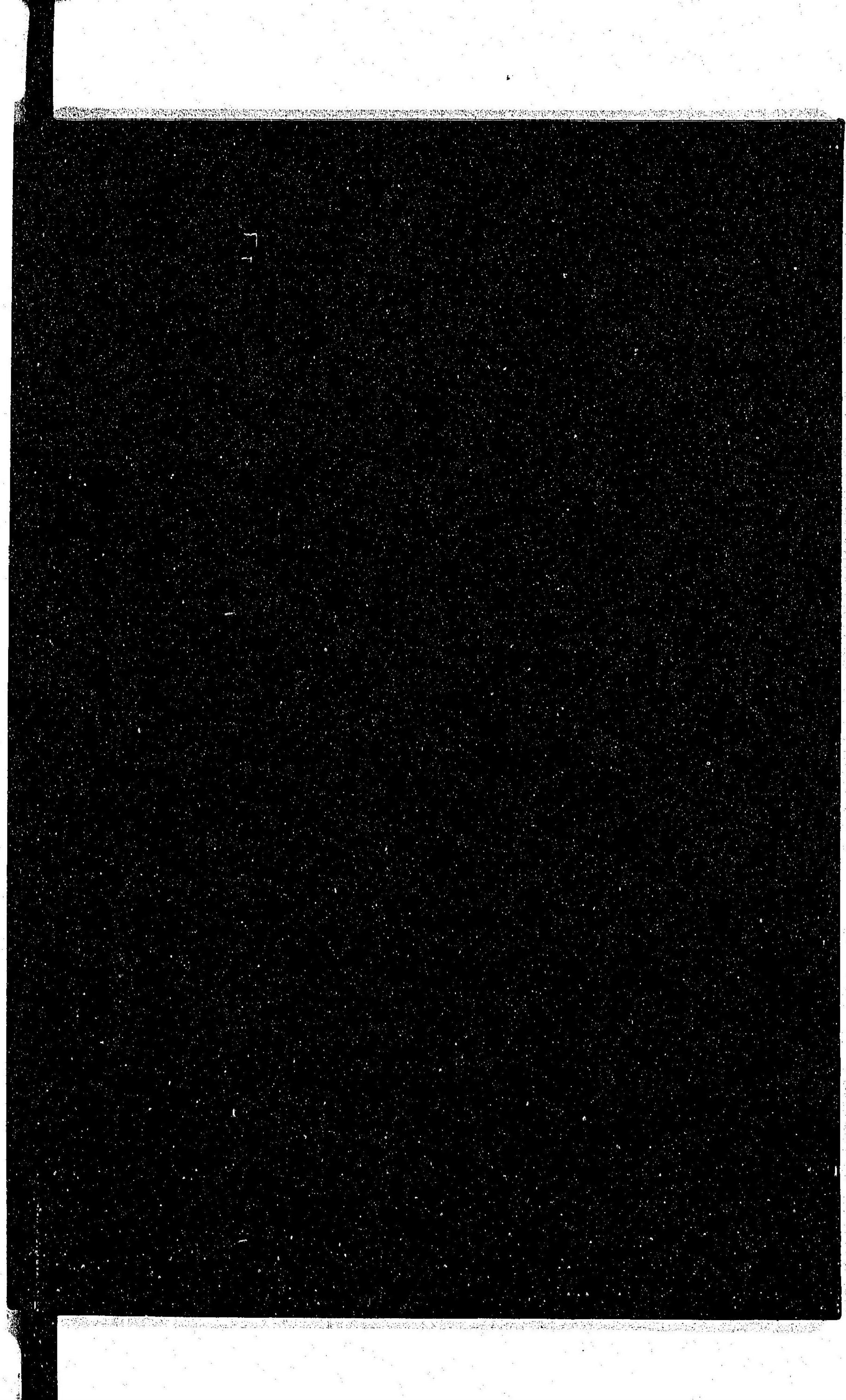
貴族院議員 桑田熊藏 先生著 工場法と労働保險 第貳卷 既刊

早稻田大學 田中穗積 先生著 稅制整理論 第參卷 既刊

會計検査院 工藤重義 先生著 豫算制度論 第肆卷 既刊







330
4

M

037783-000-5

330-4

労働者保護法論

関一/著

M43

BBU-0425



